

て、今回のようなことをやろうとしておるか等については、御質問に際してお答えいたします。

○伊藤(憲)委員 それでは、この離職者の再就業のための措置として、職業指導、職業紹介の充実をはかるということですが、特にこの中で、「離職が予定される者については、早期に再就職、自営、職業訓練受講に関する希望等を調査し、これを基礎に地域の実情にそつた再就業に関する諸対策を展開できるようにする。」、こういうふうにあります。これは希望等を調査したというふうにも承っておりますが、もししたとすれば、どういふ希望等が出てくるのか、この点なんかも伺っておきたいと思ひます。

○山中国務大臣 この問題は私の手元で、中央駐留軍関係離職者等対策協議会という形で扱っておりますが、実務と申しますか、実際上具体的な駐留軍離職者自体の問題を扱う立場には、主として防衛施設庁という立場がございまして、こまかな問題は、防衛施設庁を交えながら答弁をさせていただきます。いただきます。

いま御質問の問題は、大体毎回、私どものほうで駐留軍の離職者に対して適用をいたすために、前置きとして書いておるものでございまして、これに対しては、当然各人からの希望その他もとりながら、そして適材適所の再就職が可能になるようにということを念頭に置いてやるわけでございします。その具体的なやり方等については、施設庁のほうから答弁させていただきます。

○相場説明員 現在私どものところでやっておりますことは、昨年の十二月二十一日に安保協議委員会が八千四百三十一名という将来解雇を予定される従業員の数を発表されておりますが、現在その内訳として、五千九百五十一名が実際に人員整理の通告という手続に入っております。そういった段階におきまして、私どもが実際の業務を遂行しておりますが、関係する都道府県におきましていろいろなアンケートをとっているわけでございします。たとえば三沢について申しますと、三沢は現在千三百二十名という解雇総数でございま

すけれども、三月末では約二十名内外ということになっております。そのアンケートにつきましては、たとえば就職希望するか、あるいは希望地、それから希望する給与額、それから自営業を希望するか、あるいは職業訓練を希望するかというふうな分類によりまして、これを年齢別にとつております。非常に分析がこまかくなつておりますので、大体の数を申し上げたいと思ひます。

配付枚数は二百五十枚でございまして、そのうち回収枚数が二百七十七枚でございします。回収率が八六・八〇というふうなところになっております。それで、その結果、勤続年数というものが大体十一年から二十一年の階層が圧倒的に多い。それから扶養家族を持つている人が非常に多い。それから就職希望者は、回収いたしました二百七十七名のうちの百九十七名につきましては就職希望を希望する中で、訓練を希望する中で、訓練を受けたという方が百一十一名おられます。そのほかに自営業を営みたい、これが二十一名。それから希望給与額というのがございまして、これは三万円以下から九万円以上というふうにアンケートをとつておりますけれども、非常に数字が散らばつておりますので、また御希望があれば別途お知らせしたいと思ひます。それから就職希望地につきましては、県外に出たいというのが五名、通勤可能地が二十名、あとはほとんど三沢で就職したいという結果が出ております。

これは、一例を三沢について申し上げました。が、そのほか、またいま各県でやっておりますけれども、具体的に一定の方法に従つて集計いたしております。

○伊藤(憲)委員 そのアンケートはなかなか重要な問題だと私は思ひます。そのアンケートに對し施設庁としては、その意向を十分参酌して対策を練る、そう思ふわけでありませうけれども、しかし現実問題として、過去においても大量解雇があつたときに、その就職率を見た場合、非常に率が低いわけで、その数字もわかりましたら簡単に

けつこうですからあわせて教えていただきたいと思ひます。

○相場説明員 おとしの十一月に、やはり二千三百名にわたります大量整理が行なわれまして、その追跡調査をやつたわけでございしますけれども、いま手元にその資料は持つておりませんが、大体五〇〇くらい、こういうふうに承知いたしております。

○伊藤(憲)委員 長官、いまお話を聞いたと思ひますが、離職対策ということについては、アンケートをとつたり、長官が非常に前向きでいろいろやつておりますけれども、いままでの実績といひますか、そういう面からいひますと、たとえば九〇％に近い人が再就職を希望しておつたとしても、現実には半分程度しか就職してないという現状があるわけですね。そこでこういふことについて、いままでにならぬ新たな方策を考えなければならぬというふうに思ふわけですが、その点について長官どう思ひますか。

○山中国務大臣 お手元に資料を持つておられるようですが、その「大綱について」という案ですね。その中に、いままでも大量解雇の際には、こういふ会合を開きまして方針をきめていたわけでありましたが、今回新たに、ただいまいわれましたような過去の実績並びに今回の特殊性というものを考えまして、いろいろとことばの上でも実質でも新しいものを入れております。たとえば二枚目、一ページの裏ですが、(2)と書いてあります前段のおしまいのほうに「幅広い求人情報の提供等」ということばを今回新しく入れまして、これはことばだけでなく、こういうことをやろうというつもりであります。さらに大きな見出しの2の「職業訓練等の拡充」という文章の中の「必要により民間の職業訓練施設の借上げ、民間への職業訓練の委託等を行なう」、これも新しい構想でございします。さらに次の3の「離職者の行なう事業の育成」(2)官公庁等の管理のもとで行なわれる事業については、離職者による事業をうけいれるよう配意する」、さらに「(4)離職者が適切な事業計画を

たてて実施に移せるよう、関係機関は連絡を密にし、指導の強化に努める」、次に「4その他の措置」の「(1)官公庁等における離職者の採用については、離職者の構成、希望等を勘案して官公庁などの採用可能数を策定し、これも新しいものであります。次の(2)は、これは事柄が新しいのであります。次に、俗に福祉センターと呼ばれております就職あっせん機関に對しまして、いままで四団体を対象にしていたのでありますが、これを七団体、現在設置されております福祉センターといわれる就職あっせん機関全部に對して国のほうで助成をしようということ、予算も七百万円から一千五百万円にふやしているわけでありまして、さらに、おしまひになります(3)の「離職者の居住する従業員宿舎の管理については、離職者の再就職、生活安定をこころいふことのないよう、当分の間格別の配慮をする」、これは公営の寄舎に入つておられますと六カ月まで、六カ月以降になりますと家賃を三倍取られるということになるわけでありませうけれども、主として三沢であります。国設宿舎等に入つておられます離職者の人々については、最長三年まで、これを現在のままで使用することを認めよう。さらにその後六カ月の暫予期間を置くことといたして、合計三年六カ月は国設の宿舎に入つておつてよろしいというふうな配慮等が、今回の新しいものであるということ御理解願ひたいと思ひます。

それから、特徴の一つに申し上げました特定の地域という問題がありますので、ことに三沢等における問題、横須賀にも関係がありますが「地域開発対策の検討と促進」のうち、「必要に應じ、公共事業等の促進、企業立地の条件整備等を行ない、雇用機会の増加を図る」ということで、公共事業そのものの繰り上げあるいは新規に公共事業を持つていくというふうなことの可能性の検討というふうなこと等についても、政府内部でいろいろ方向に関係各省庁を引つぱつていこう、こういうつもりのものでございします。

○伊藤(憲)委員 私もこれを最初は通り一ぺんに読んだわけでありませう。いま長官が言いましたように、いままでない前向きな姿勢があるわけでありませう。そこで、これについて聞いておたわけでありませうけれども、なおさらに、いまおっしゃったことの中で「幅広い求人情報の提供」というのは具体的にどういうことをやるのかということがまず第一。

それから、いま長官が問題とした今回新たに取組むということについて、私も一々聞いていきたく思っておたわけですが、その次に、二番目の「必要により民間の職業訓練施設の借上げ」、これは具体的にどうなのか。

それから「民間への職業訓練の委託等」を行なう。これなんかもうどうということなのか、非常に不明でありますので、その点も具体的に伺いたいと思うわけですが。

○青鹿政府委員 事務的に御説明させていただきます。

まず「幅広い求人情報の提供」でございますけれども、これは、従来の職業あっせんは、一対一の、求人者と求職者の間でもって行なうという形にしておりますが、今回はなるべくその情報をオープンにいたしまして、一般の求職者がどういう求人があるかわかるようにする、それから求人者のほうは、どういう資格のどういうような条件の方が雇職されておるかがわかるようにオープンにいたしまして、なるべく幅広く求人者と求職者が適合するように考えてまいりたいという趣旨でございます。

それから、二番目の「民間の職業訓練施設の借上げ」、それから「職業訓練の委託等」でございますが、これはいずれも労働省の所管でやっておりますことになっております。特に「民間への職業訓練の委託等」は、民間企業に入りまして訓練を受けておる間に、おのずからその事業者と訓練を受ける者の間の関係もできるであろう、職業訓練が同時に再就職の機会になり得るのではないかと、こういうような考えでございまして、これはま

た、具体的に離職者の方々の御意向を承りました上で適当な企業を選択いたしまして、そこに委託するなり、またその職業訓練施設の借り上げ等を進めてまいりたい、かように考えておるわけでございます。

○伊藤(憲)委員 3の「離職者の行なう事業の育成」のうち(2)の「官公庁等の管理のもとで行なわれる事業については、離職者による事業をうけいするよう配慮する」、これも聞くところによりますと、具体的にいまいろいろ行なわれておるようでありませう、その点も……。

○青鹿政府委員 これは抽象的な表現でおわかりにくいと思いますが、具体的に申し上げますと、たとえば住宅公団で住宅団地をつくり、その際に中心地域にショッピングセンターをつくらなければならぬというときは、当然民間の企業者がそこに入りまして店舗等を開設することになります。そういう場合には、やはりその地域によりまして、極力離職者の方に優先的に事業の開設を認めるといふようなぐあいにしてまいりたいという趣旨でございます。ただこれは、実は離職協の幹事会で地元の県庁の意向を聞きまして、そういう御要望がございましたら、因としても当然そういう場合は優先的に配慮をしてみたいという方針はきめてございませう、そこで私も、具体的にどういふ事例が、いま問題になっておるものでございませう、三沢等にあるか調べておるのでございませうけれども、まだ具体的にどういふ施設にはどういふような希望があるというところまでは問題が具体化いたしておりませう。ただ原則として、そういうような施設が設置されまして、そこに離職者が入り得る余地があるならば、なるべく優先的に配慮してまいりたいという方針だけをここで確認したという次第でございます。

○伊藤(憲)委員 次の「事業に要する資金については、政府関係金融機関等による融資の円滑化を促進する」ということ、「債務保証制度等の活用を図る」、こういう離職者に対して一番問題になる点は、自分が自営をやる、しかしお金がない、ま

たお金を借りるにしても、その保証人がいないとか担保がない。特に政府関係金融機関等については、条件が、企業性のないものについては、あるいはまたあったとしてもお金のない人に対しては、非常にきびしい条件がついておるわけですね。そういう点なんかについてもどういふふうにご考えておるのか。

○青鹿政府委員 これは、政府中小企業関係の三機関でございますことは御承知のとおりでございます。従来から離職者の方の自営業の転換につきましては、十分配慮するようにという通牒は各省それぞれ出しておるわけでございます。ただ遺憾ながら出しっぱなしになっておりました。その後アフターケアがあまりないという事実が、私も検討の過程でわかりまして、それではいけないんじゃないかということで、これは大臣からも御指示があった点なんでございますが、やはり十分アフターケアをして、その自営業者転換の御希望がどういふふうになっているか、そこまできめこまかに配慮をしていくべきじゃないかという御指示が大臣からございまして、それで、もちろん従来どおり中小三機関に対する協力要請の通牒を出すつもりでございますが、また意向調査等によりまして、または環境公庫からの融資の対象もございまして、新たな環境公庫等にも出した

と思っております。それから、単に通牒を出しただけじゃなしに、その後意向調査等をしたしまして、具体的にどういふ業種にどういふふうにかかわっていきたい、幾らの金が必要の、どういふところの金融機関に希望を出した、しかしそれがどうもうまくいかないというところまで、具体的に関係各省間でもってきめこまかに相談いたしまして、何がネックになっているか、それを解決する道が具体的にないかということを開係各省庁間で十分に協議してまいりたいということ、第(4)は、「離職者が適切な事業計画をたてて実施に移せるよう、関係機関は連絡を密にし、指導の強化に努める。」という抽象的な表現になっておりますけれども、中

身はそこまできめこまかく離職対策を進めたいという考えを実はうたっておるのでございませう。

○伊藤(憲)委員 要するに政府関係機関の融資については、よく連絡をとった上、いままでの条件外であっても融資ができるようにバックアップしよう、こういうことですか。

○青鹿政府委員 条件外という御趣旨がちょっとわかりませんが、やはりそこいらにかなり裁量の余地のある問題が多いと思っております。融資条件その他はきまっておるものでございませうから、変えるわけにはまいらぬと思うのでございませうが、その裁量の中におきまして、極力手厚い配慮ができるようにというふうな方針で三機関等も指導してまいりたいという考えでおるわけでございます。

○伊藤(憲)委員 次の「その他の措置」なんですけれども、「官公庁等における離職者の採用については」、こういうふうにはっきり明文化したのは今回が初めてですが、「離職者の構成、希望等を勘案して官公庁などの採用可能数を策定し」というふうにあります。これは、実際問題としてどうやってやるのか。むしろいまどちからかというところ、行政官庁はいろいろな中において定員の問題なんかたいていへんだと思っております。どういふふうなかつこうで採用可能数というものを策定するのか、どうやってやっていくのかという点でございますが、この点はどうです。

○青鹿政府委員 確かに御指摘のとおり非常にむずかしい問題があるわけでございますが、官公庁というのは国の機関だけではない、地方法公共団体も含めておられます。それから政府関係機関等も含めて実は考えておるわけでございます。もちろん原則としては、政府の職員は増員も非常にむずかしいところでもございませうが、ただ機関によりましては、たとえば郵政官署とか文部省等では相当の人員の需要もあるところもございませう。特に地域的な問題でございませうから、三沢なり横須賀なり、いまそういう地域を中心にしたしまして、その周辺の官庁でもってどれだけの増員計画があるのか、その際どういふような条件の

方が必要であるか、希望をとりまして、これをまとめ、また具体的に就職あっせんをするというよりなことを、関係省庁等とも相談いたしまして、できるだけここに適合させていきたいと考えております。私も、もちろん必ずしもこれだけで済むということではございませんので、いささかなりとも離職者対策に役立ち得ればと思っております。

○伊藤(憲)委員 現段階では、それが精一ぱいの行き方、また対策だろうと私は思っておりますが、非常にその辺がむずかしい点なので、十分なる対策といえますか、それを講じて積極的にやっていたらいい、こう私は要望いたします。

次の「離職者の再就業に関する関係団体」ですが、いままでは、対象としては四団体しか考えていなかったが、三団体加えて七団体にした。そしてそれぞれの福祉センターというものをつくるようなお話があったわけですが、これも具体的にひとつ伺いたいと思っております。

それからもう一つ、離職者の居住する従業員宿舎の問題ですが、特に三沢で問題になっているというお話です。私もその事態を聞いたわけでありましたが、あの宿舎が将来どうなるのかということ、そこに住む人たちは一番心配しているわけですから、たとえば出ることにして、どんなに優遇措置を受けたとしても再就職が非常にむずかしい。また家族のたくさんいる高齢者は、むしろ自分がどこまでも住んでいたいという考え方がその根底にあるわけですね。ですから三沢六カ月間暫予してもらうことはありたいけれども、しかしあれを何とか国でなくて、市もしくは県に払い下げてもらえないだろうか。そうしたら県なり市を相手にして賃貸関係ですか、普通の住宅公団のような、県営住宅のような形の中でずっといたいという考え方があられるのです。それについてどういう考えなのか、その点もあわせて伺いたいと思っております。

○青森政府委員 関係団体の問題は私から答えさせていただきますが、これは駐留軍関係の従業者

が自発的に、自主的におつくりになっている福祉センターあるいは駐労センター、いろいろの名前で呼ばれておりますが、全国に六カ所、中央の分も含めまして七カ所ありますことは御承知のとおりであります。これに対する助成の措置を、四十五年度、初めて予算上七百万とったわけですが、こういう大量解雇がございまして、これは職業あっせんをやることを労働大臣から許可を得て駐労センターもやることになっておりますので、十分連携をとりながら、国の措置、公共団体の措置、そういう自主的な団体の御措置と関連をつけたら、緊密にやってみる必要があるかと考えております。その関係で、国の助成も従来四団体だけにしておりましたものを全国の七団体に出すということで、額も千五百万円増額するというところでございまして、国それから地方公共団体、自主的な団体、三者手を携えて、十分緊密な連絡をとりながら対策の万全を期してまいりたい、かように考えております。

それから、従業員の宿舎の問題につきましましては、施設庁が大蔵省と連絡をとりましてその方針を進めてまいった問題でございまして、施設庁のほうから御聞きいただきたいと思っております。

○相模政府委員 現在三沢の従業員のうちの二〇%、大体三百五十五世帯、こういう方が五カ所のそれぞれの団地——ほぼ団地をなしております。たとえばブロック建築によるもの、あるいは旧海軍の下士官の宿舎に相当する、一戸建てであるいは二戸建て、いろいろな形態で五カ所に分散して国設宿舎を建設して、その中に住んでおられるわけでございます。先ほど大臣からも御答弁がありまして、これは国家公務員宿舎法に準拠して運用されておられるわけですから、まず現段階としては、六カ月は家賃でなくて賠償金という形で三倍取られる、それをやめることがまず第一の段階であらう。次の段階は、これはいま先生もおっしゃいましたような問題をどう処理するかという段階でございまして、第二の段階につきましましては、ただいまのところ青森県庁と協議しておる

段階でございまして、まだ問題は煮詰まっておりますけれども、積極的に取り運みたい、こういうふうに考えております。

○伊藤(憲)委員 積極的に住民の意向、また従業員の意向を考えてその問題を解決したい、こういうことでございまして。

○相模説明員 これは、もちろん国有財産でございまして、ただいまのところ私どもの行政財産になっておりますけれども、やはり国有財産の取り扱いを受けまして、大蔵省との協議もございまして、私もいろいろいたしましては、先生おっしゃいましたような方向で進んでいきたい、こういうふうに考えております。

○伊藤(憲)委員 それから、返還施設等の活用点なんです、実は一昨年の十二月に日米安保協議会がありまして、以来五十数カ所の返還予定基地が発表になり、現在まで二十数カ所の基地が返還されてきているわけです。その中で一番私たちが問題にしておりますのは、地位協定の二条四項の(α)もしくは(β)といまして、大体返還とはいっても自衛隊が中心になって管理する、また約八〇%近くは自衛隊に返還されている、自衛隊が使用しているという一つの事実があるわけですね。それで私たちは、その事例について総点検もいたしましたし、その後再び点検をしたわけですね。そしてあと土地利用、その地方公共団体の意向などもアンケートをとったのでありますが、それによりましてほとんどが、自衛隊ではなく、むしろ公園であるとか住居であるとかいうあと土地利用を希望しているわけですね。しかし実際には、そういうような自衛隊中心、また自衛隊にほとんど使われていくという現状であります。自衛隊の基地といえは、御存じのように全国に二十カ所以上もありまして、私は現在ですら多いと思っておりますのに、さらにそういった基地を使わせぬでもいいのではないかと考え方もあるのであります。このことについては、中曽根防衛庁長官も、返還にあたっては地域住民の声をまず第一に聞いて調整する、ということは言っておりますけれども、実際

はそうではないという実態があるわけでありまして。したがって、返還または返還予定の米軍施設については、早期に転用方針を定めるということについては、やはり自衛隊者対策の問題もあろうけれども、なお施設庁あるいはまたそういった地方公共団体との連絡を十分とった上で、住民の意思に沿うような方向でその転用方針を定めたり、または離職者対策を推進するようにするべきが大事ではないか、こう思うのですが、その点……。

○山中国務大臣 所によって感觸を異にいたしますが、たとえば横須賀等については、一体ドックを民間に払い下げるのか、民間に払い下げるとすれば、これは当然離職者の人々をそのまま雇用してもらうことを条件に置いて払い下げを認めるということになると思うのですが、一方また防衛庁としても、私も中曽根長官のほうへなるべく早く方針をきめてほしいということも言っておりますが、防衛庁は防衛庁として、やはり自分たちの艦船修理部というものを保持していたほうが経費の節減、あるいはまたそのドックに入っている期間の短縮等に役立つという一方の基本的な姿勢も持っておるようでありまして。しかしそれは、防衛庁が戦前のようにそういうものを持たなければいけないのかどうか、あるいは防衛庁が使うとしても、横須賀の——まあ番号をつけているわけにはありませんが、小さいほうから大きなほうにだんだんいきましたと、四番目、五番目の大きなドックなんというものは、防衛庁ではどれくらい年間使えるかという比率を聞いてみますと、これはどうもちよっと分不相応の設備を持って非常に非効率な、稼働率の悪い利用のしかたになるような結果が出ております。そこですみやかに、一、二、三というものは、もうフルに自衛隊が使うことが国策であるというならば、そこは自衛隊が使うというところを前提にして、同時にそれに対する離職者にそのまま働いていただくような雇用形態を確立すれば、それはそれで解決するかもしれません。その場合でも四、五ドックについてはどうす

はそうではないという実態があるわけでありまして。したがって、返還または返還予定の米軍施設については、早期に転用方針を定めるということについては、やはり自衛隊者対策の問題もあろうけれども、なお施設庁あるいはまたそういった地方公共団体との連絡を十分とった上で、住民の意思に沿うような方向でその転用方針を定めたり、または離職者対策を推進するようにするべきが大事ではないか、こう思うのですが、その点……。

はそうではないという実態があるわけでありまして。したがって、返還または返還予定の米軍施設については、早期に転用方針を定めるということについては、やはり自衛隊者対策の問題もあろうけれども、なお施設庁あるいはまたそういった地方公共団体との連絡を十分とった上で、住民の意思に沿うような方向でその転用方針を定めたり、または離職者対策を推進するようにするべきが大事ではないか、こう思うのですが、その点……。

るか、これは防衛施設庁、大蔵省固有財産関係とよく相談をしていかなければいかぬと思ひますが、そのようにまだきまつておりませんし、防衛庁としてもはつきりと決意を固めておるわけでもないやうであります。こころのことは、私は原則論としては、こころのことは民間に一括して払い下げて、そして解雇された方がそのまま従業員として、まあ週五日が週六日になるのはやむを得ないことでありましようし、そこらのところはもちろんしんぼうするお気持ち——日本人社会の常識としての勤務形態でありますから、そこらのところががまんをしてもらうことはできましようから、スムーズにそつくりものがいけるようにしたいと私は念願をしてこの協議会の取りまとめをやつておるわけでありますが、一義的には、肝心の防衛庁がどうするのかわつた問題早くきめてもらいたいという気持ちであります。まあ三沢等についても、これは防衛庁自体の、あれをあとどうするかという問題だけでは実は解決しませんが、単に解雇された人々ばかりでない、三沢市そのものが、ちやうど沖繩でいへばコザみたいな関係、三沢基地によつて今日の繁栄を得ておる地域でありますので、そのショックは非常に大きなものがあるわけでありましよう。そこで、地域ぐるみの現在の開発計画を、一体青森県、それから企画官庁としての経済企画庁、さらに具体的にそれらの建設に關係のある実務官庁等が年次を繰り上げることとは可能であるのか、あるいはまた年次を繰り上げなくても、それにつながる公共投資等、事前にすくなく工するような可能性がある分野はないのか、これら問題も含めていま検討いたしておる次第であります。

○伊藤(憲)委員 いま具体的に横須賀と三沢の問題がふたつあり、またそこが一番大量解雇になつておるやうなところから、さらに伺ひたいのです。いま長官は、横須賀の問題については民間に一括して払い下げてやつたほうがいいのじゃないかという考え方がはつきりしたわけでありましようか、とも、防衛庁のほうではどういふ考えなのか、また現在どういふ段階まできておるのか。このことについては私はだいぶ前に質問したのですが、そのときには検討中だといふ話だったもので、それからそんな答弁がなくなつて、もつと具体的なことを伺ひたいと思ひます。

さらに三沢の問題でも同じようなことが言えるわけでありましようけれども、この三沢の問題についても、離職者の再就業の機会を今度はいろいろな面で提案されたわけでございますけれども、この対策大綱に基づく施策の中で十分な成果をあげることもできるかといふことですね。その点防衛庁いかがですか。

○相場説明員 横須賀の問題につきましては、防衛庁は検討中でございまして、これは至急結論を出すというふうに私承知しております。いずれの形にしましても、労働者が一人でも多く採用されるように私どもは努力したい、こころのうちに考へるわけでありましよう。

また三沢につきましては、地域に対する定着性が非常に強い傾向にあるといふこと、それから高年齢者が多い。そして子弟の關係では、子弟も三沢に就職させたいのだからといふ関係もございまして、いろいろな地域開発とかの計画があるやうでございますけれども、目下のところ、ただいま大臣がいろいろ大綱で御説明されましたように、公共事業の先行投資とかあるいはさういふ面で、私ども県当局あるいは労働省当局と具体的な事実の問題について目下詰合中でございます。

○伊藤(憲)委員 この横須賀の問題ですが、これは何か一説には、海上自衛隊がどうしても使わしてほしいといふ意向があるといふふうにも聞いておるのですが、その点はどうなんですか。

○相場説明員 私、労働担当もなくてございまして、間接的に聞いておる段階でございますので、いずれその問題につきましても、上司に先生の御質問があったといふことを申し上げますが、私責任のあることはいまこの段階では出せませんが、御了承願ひたいと思ひます。

○伊藤(憲)委員 私は、このことを聞くといふことは通告してあるのです。それで別の機会に防衛庁からその問題は聞くことにしましよう。いずれにしても、三沢の問題も地域開発をやるといふことではありますが、そのことは今回の大量整理という問題から見て全然間に合わないわけですね。これはどうするのですか。そして特に前向きで出ておりますが、「公共事業等の促進、企業立地の条件整備等を行ない」といふことだつて相対的な計画と、またそれを推進するためにはたいへんな予算措置も必要なのではないですか。そのことを明確に何つておきたいわけですか。

○山中国務大臣 これは御心配のとおり、いま開発計画は確かに地域としては存在しております。八戸あるいはむつ、小川原湖、そつくりものがあつたわけですが、これはいまのところ画餅なんです。これから先の計画である。感觸は違ひましようけれども、要するにいまその問題で大量解雇の人たちが助かるといふものでないことだけは事実なんです。これについて、すみやかにこれを具体化していく作業はできないか、さらに地元の方から公共事業計画の要望等が出ておるやうな、こころのものは将来のそつくり地域開発計画に關連づけつ、なるべく要望に沿つてはできないかといふ立場から、私どものほうで建設省や農林省や防衛庁も含めて検討してもらいたいといふことではございまして、企業進出について、これは民間企業のことではあります。将来のそつくり日本、土開発計画等の未来図の中で、なるべく日本の求人、雇用の多い大企業が必要でありますので、そつくり企業に内々に実地に調査してもらひましたり、三沢の現状等を調べてもらつたりして、通産省のパイプでもつてできればそれらの企業が行けるやうに調査をしたいといふことで、三月中旬までは調査に行くことがいまほぼ決定したといふことであります。なるべくこれも急がないと、どうなるかといふ不安といふものは毎日毎日の問題でありますから、そのつもりで——また、

あまり大々的に何々会社といふでかいのが調査に行つたといふので期待を寄せたが、結果は私の会社ではどうも手に負えない、あるいは可能性がないといふ結果になつてしまふものでありますから、可能性の探求といふ形でいまお願いしておる次第でございます。一、二会社の名前もございまして、伏せておきます。

○伊藤(憲)委員 そつくりしたところを私は長官に期待するわけではあります。今回の大量解雇に間に合うやうな処置を講じてほしいと思ひます。その点いかがですか。

○山中国務大臣 間に合はしてあげなければいけないことではあります。ことに三沢の場合は地域の大問題でございますから、これは知事さんも市長さんも市議会も、あるいは商工会議所も、目の色を変えた状態で心配しておられるわけでありましよう。そつくり地域全体の問題としても急がなければならぬ問題だといふ認識は持つております。

○伊藤(憲)委員 そこで、総務長官は沖繩担当大臣でありますから何つておきたいのですが、こつくりの方針を政府で決定したからには、こつくりの方で琉球政府をバックアップするやうにも思ひますが、その点はいかがですか。

○山中国務大臣 沖繩においては、当然このやうな方針で琉球政府に対しても御相談申し上げていくつもりであります。また現在、沖繩の全軍と本土の全駐との間で、こつくり問題は一種の共通問題として、私御面会、御要請等いただくときも一緒に来られます。そつくりことで全駐、全軍労働関係も一体となつて、本土、沖繩の別のないやうな手段をとることに努力しております。沖繩の場合は、たびたび議論しておりますが、再就職環境といふものが本土に比べて著しく悪いわけですね。それにまた、労働者の中に占める軍労働者のウェイトといふものが異常に高いといふことでございまして。沖繩においても中高年齢層がふえつた事象は変わりありません。そつくりことを考えますと、本土八千、沖繩三千

という比率は、単なる三分の一ではなく、沖縄においては地域において異常な重みを持った数でございまして、これについては、単なる本土のこういう中央離対協の申し合わせ事項ばかりではなくて、沖縄においてはもっときめこまかな現実の問題としていろいろと取り組まなければならない問題が多いと考えておりますが、より手厚いという

○伊藤(總)委員 沖繩は、長官御存じのように、もう基地勤務者が六月までに三千人ですか、解雇されるという一つのあれが出ております。さらに明年の返還に伴つて、やはり大量に解雇されるだらうということが予想されておるわけですね。そこで、これは本土と違つた意味で画一的な方針はいかぬと思うのです。またいかないと思うのです。沖繩に対しては基本的な方針として、本土企業への吸収だとか、あるいはまた沖繩の産業振興のために離職者を回すとか、職業訓練するとかいうことがあるようですが、さらにこれは外務省の

報道ですけれども、ブラジルとかアルゼンチンの国が、沖縄の米軍基地の離職者の移住希望者があれば積極的に受け入れるということもいわれておるようであります。その点について長官どう思ふのか、そうしてもう少し具体的にわかれ、手を差し伸べていることでありますから、その内容についても伺いたいと思います。

○山中国務大臣　南米から、沖繩全軍勢の大量解雇の情報を耳にして、移住者で来るなら喜んで受け入れるという意向の表明がありましたこと、これについては、うれいような困ったような気持ち持たれは持っていますのです。ということは、やはり私は海外に送り出してしまふという結果は、私にとつては失敗であるような気もするわけです。ななべく沖繩に、困難でありますけれども定着して

について、ことしの予算から来年度予算へと新しく予算をつけておりますが、その趣旨をよく説明しまして、米軍の基地内で、ちょっと正規の訓練に乗りかえてもらって、そしてライセンスを出してほしい、そうすると、技術を身につけて、免許を持って、やむなく解雇された者も、沖縄の狭い求人市場の中においても、その技術がものをいって比較的転職が可能になる分野が多いわけでありまして、そういう意味で私のほうでも、外交ルートでもやっておりますが、ランパート高等弁務官あたりとも会しまして、そういう趣旨のことをよく相談をいたしておるわけであります。いずれにしても本土と比べて比重が非常に高い大問題として私としては日夜苦勞しておるところでございます。

○伊藤(怒)委員 沖縄の基地従業員に対しても長官前向きに積極的に取り組んでいられる。そのことについては了とするものでありますけれども、どうか長官のおっしゃったことが間違いなく実施されるように、その点も指導監督していただきたい、そう思います。

そこで、ひとつ問題提起なのですが、実は新しいいろいろな問題を今度のこの対策協議会で大綱としてまとめたわけですが、残念なこととして、同じ戦争犠牲者の中にも、この基地の撤去によつてやはり非常に影響を受けるハウスメードと云うのがいるわけですね。このメードさんのことについては、私は以前から防衛庁長官、そうしてまた施設庁長官にも何回となく問題提起し、その善処方を要望してきたわけです。そのメードさんといえますのは、将校の宿舎に必ず一人や二人おりまして、その方々が移動されますと、ちやうどその家につくと同じように、また次の人と直接接用という関係でいるわけがあります。そしてその人たちが二十数年間、まあハウスと同じように、主人はほとんどかわるわけですね。ですからどんなにかわつても給料は上がらぬわけです。それで引き継ぎが何かがございまして、だんだんと安い人またはいい人のみになってしまつて自然淘汰さ

ここでこの問題については、以前からもイエローガリー、黄色い奴隷というぐあい兵隊さんの間では言われているわけですよ。私はこのことを真剣に考えまして、実は雇用安定法というものを何とかつくりたいと思って検討した。ところが法制局においては、日本にもまだ家内労働法というのはいない、したがってそれは雇用安定法に盛り込むことは無理だといわれたわけでありました。防衛庁はどうかというところ、これは労働省の関係だといふ、労働省はそういう関係でわれわれとしても扱えない、防衛庁は政治的には責任あるけれども、直接の関係は労働省の方には、不十分ではあります。基地労働者の方には、不十分ではありますけれども特別支給金とか、こういういろいろなことがあります。それに比べてハウスメードの人には退職金の一回ももらえない。しかも、中には少し器量がいいと、いろいろな破産恥行為を受ける、それにも耐えてきた、そういう一つの現実があるわけでありました。一々例を申ししますと、たいへんなことがありますが、そういうことは差し控えますけれども、そういう人々こそ手を差し伸べてあたたい対策を立てるべきじゃないか。政府がそういう方々にあたたい手を差し伸べなければならぬじゃないか。これは直接雇用、直接雇用については米軍がかつてに使ったんだから、米軍が責任を持つことであつて関係ない、そうもしおっしゃるとするならば、それはたいへんなことであつて、現在では職業安定所で扱つておられますけれども、以前は保険組合の中にメードさんも一緒にしておつたことがある。昭和二十六年ごろだと思ひます。さらにまた、そういう直接雇用のあつてを職業安定所においてあつてせんたこともあつて、過去において、そういう一つのことがあるわけでありました。そういう方々に対する対策について長官の答弁を伺いたいと思ひます。

○山中国務大臣 これはおっしゃるとおり、私的雇用関係の中の、たとえばハウスメードという職業でありますから、現実には、いまあなたの言わ

れたとおりの事情であることは否定できないと思ひます。ただ、法律的に言うならば、駐留軍関係職業者等臨時措置法というようなものに対象に入つていないことはお認めの上の発言でございまして、ではそういう法律の庇護下にない、かといつて米軍がいることによつてのみ発生した人たちの身分であり、あるいは待遇であり、境遇であるといふことでありまして、これはそれらの人たちの、外国までもつて行きたい、ほかに行きやうがないというお気持ちを、まさか外国までつて行きたいと言つたわけにもいかない立場の人々でありますから、それらの人々がどのような職業でできるのか、あるいはまた場合によつては若干の職業訓練等も必要なのか、これらの点についても、また保険の適用等についても、国民健康保険も適用しないといふことはないと思ひます。けれども、いわゆる社会保険の問題だと思ひますが、それらの点にも少し私を實際を調べて、なるべくお役に立てるような善後策を講じてみたいと思ひます。

○伊藤(憲)委員 施設庁に聞きたいのですが、前にも大体メードさんは日本本土では約五千人くらいじゃないかと聞きましたが、もし調査してわかつておれば、その数字を聞きたい。

それからもう一つは、寮則で五日間も働かなければ人間はもう何年、何十年のうちにかなかり病氣もしますし、働けないときもあります。そのときに、寮に住むことができないという寮則は私はけしからぬと思ひます。人間無視というか、たいへんな問題だと思ひます。事実グラントハイツにはその寮があつて、その寮則があるのですから、そのことについて私は撤回すべきだと思ひます。この点はいかがですか。

○相場説明員 メードさんの数でございすけれども、これは先生御承知のとおり、職安機構を通じて把握できないという面が一つございす。したがって、一昨年の六月ごろだったと思ひますけれども、一応各県に調べていただいた実績がございす。しかし、具体的な数を把握す

るということが非常に困難でございまして、ある県、たとえば東京都、神奈川県のごときは、こうして推定しなければ数字が出ないというやうな、一応の推定の数字は出ております。また、小さな施設のあるところは的確にメードさんの数を把握できるというところで、大体四千四百くらいの数字までは、推定を入れまして把握した実績がございす。しかし、いま先生のおっしゃいましたやうに、非常に定着性がない、非常に流動性に富んでいる、それから必ず一軒一人ということでもなく、一人が数軒かけ持ち、しかもそれを追跡しますと、それがどうなつたかわからないというやうな状態がございす。あるいはアルバイトの方もあるというふうなことで、非常に数字の把握がむづかしいとございす。それで、現在のところ、やはり四十四年六月に、そういう推定を入れた数字でございすけれども、四千三、四百を前後してゐるのじゃないかと思ひますが、今度の基地整理で、あるいは家族も引き揚げるといふこともございすので、非常に流動的だといふふうに考えております。

また、グラントハイツのたゞいま御指摘の点でございすけれども、これは一応基地内の施設に、基地管理権を持つておるところの米側が住まわしてやつてゐるというのが一つの態様だと思ひます。でありまして、しかし、あまり目に余るやうなそういう張り紙とか、あるいは書いてあるものというやうなことにつきましては、私も労働管理の面で、これは先生御承知のように、メードさんは一応労働提供の範囲を越えてゐる問題でございすけれども、一応関係があるといふことで、やはりそれぞれその労働担当が米側当局に対して一応の注意といふことはしていきたいと思ひます。

○伊藤(憲)委員 メードさんの掌握がむづかしいと言ひますが、たとえ米軍基地にさぐがなく、どこまでが境界で、どこまでが日本のものかわからないといふところであつても、その中に入つて働くといふからには、みんな免許証みたいなものがあるわけですよ。そして日本人の門番の人がい

るわけですから、あそこにとことこのだれがどういふ名前で入つてゐるか掌握すれば、正確にわかりますよ。それをやらないのは、うちには責任がないから、もしやるとすれば労働省関係だからといふ、そういうことから掌握がおくれているし、またあいまいなことしかやつてこなかったのじゃないかと思ひます。私がもしあなたの立場でやろうと思へば、各基地に電話で、ハウスメードは何人いるのか、また入つてゐる人は、目的のちやんと書いてある、非常にこまかく書いてあるのですよ。簡単に掌握できます。私ならそうしますよ。そんなことはあつたにでもできます。なぜこんなことを言うかといふのです。大臣は検討します、善処します、伊藤さんの話はよくわかりました、調査します。いまだにあまいじゃありませんか。だから、こういうことについては、さらに新しく取り組みが進んだわけでありまして、総務長官にも事態を調べていただく、前向きに善処していただく。私は、こういう人に一番先に手を差し伸べていくのがほんとうの政治じゃないか、こう思ひます。その点総務長官、もう一回伺いたいと思ひますが、いかがですか。

○山中国務大臣 私は、めつたにあなたの言われを検討しますと言ふ大臣じゃないのですけれども、しかしこの問題は非常にむづかしい問題かと思ひます。私自身としても少し検討させてほしい点があります。そして、施設庁として、自分たちの提供労働ではないといふこと、これは役人としていたし方のない言い方だろつと思ひますけれども、しかしそれだけで済まないと思ひます。どこかがそこに対して手を伸べていくとすれば、やはり防衛施設庁に若干の仕事をお願いしなければならぬ、実務をどうするかは別にして、そういうことは御指摘のとおりだろつと思ひますから、前進するように努力してみます。

が施設の返還と結びついて、有効な離職対策を展開できることになっていない、これがいままでの議論でも明らかになってきたわけであり、すけれども、それについては大臣が善処するということがありますが、私は、特にこの中央駐留軍関係離職者等対策協議会としては、この点についてもっと積極的な姿勢と対策を立てる必要がある、こういうふうな思いをしております。その点を申し上げたい、終わりたいと思います。

○山中国務大臣 これは先ほどお述べに御答弁した範囲でもあるかと思いますが、そういうような施設については、どうせ将来も使わないようなものであれば、それを有効に利用するように措置すること、たとえば三沢ならば、自衛隊が移駐して使用をするというような場合にも、なるべく多数の離職者の人々を現地雇用として、自衛隊の本来の仕事はできないけれども、そういうことに努力をしてもうということに、防衛庁のほうへ要請をしておるところでありますし、いろいろ板付あたり、それぞれ場所において態様の違いがあり、要するにそれらの施設が無駄に放置されることのないよう、あるいは使う場合においても、離職者のことを必ず考えて使用するというようなことに基本的な方向をもって進めていきたいと思っております。

○伊藤(悠)委員 終わります。

○天野委員長 東中光雄君。

○東中委員 国立公文書館のことについてお聞きしたいと思いますが、先日長官は、あくまで国民のためのもの、こう言われておられるわけですが、公文書館の文書はすべて閲覧に供するというたてまえをとられるのかどうか、まずお聞きしたいと思っております。

○山中国務大臣 そのとおりでございます、すべて一般に公開いたします。ただ、こういうこともあります。国立国会図書館図書利用規則第四条というのに「満二十歳以上の者は、図書を開覧することができる。ただし、満二十歳未満の者であつても、館長が特に認めた場合は、この限りで

ない。」、こういうのがあります。国会図書館こそ、まさに大衆へオープンしてやるべき機関だと思ふのですが、これは何でこんなことを書いてあるかという、もう小中学校の修学旅行生にがやがや入ってこれても困るのじゃないかという意味でできていると、私も国会議員でありますから承知しておりますが、国立公文書館も、そういう意味では、公開はあくまでも原則である、しかし場合によっては、そういう年齢的な小中学生の修学旅行さんお断わりぐらひのことに事実なるようなことは、あるいは国立国会図書館にならうことはあるかもしれません。しかし原則は公開ということとあります。

○東中委員 それで、各省庁の秘密文書ですね。秘密文書の中に機密、極秘、秘、部外秘あるいは取り扱い注意なんというふうな文書があるようにすけれども、こういう文書は入るのか入らないのか、そしてその閲覧はどうなるのか。その点どうでしょう。

○山中国務大臣 いまの日本の官公庁の文書というものは、よほどの特殊なケースを除いては、私はそんな極秘はあり得ないと思ふのです。各省設置法でも公務員は秘密を守るようにならうに一応は書いてありますが、さて、そのマル秘とか判ごなんかの押してある書類を見て、こんなことが何で秘密なんだと思うような文書のほうが非常に多い。役所としてはそういうふうには知らせたがらない。習性もあるのかもしれない。私などから見たら、秘密文書というものは、ごく限られたものであり、しかもこれは時期的なものである。たとえば総理府なんかで級制なんかの行為を一応作業をいたします。しかし、その場合に、初めからみんな公表してしまつて、この人はだめであるとか、そういうことはできない、そういうのは一時的には秘密、極秘、部外秘というふうなこともあると思うのですけれども、あまりないと思ふのです。が、現実には厳然として、ただいまおっしゃったような書類の区分があることは事実です。これらは、それぞれの各省と語がつかなければ公文書館

に移せませんので、そういうものの秘密を解除してもいい時期が来たら移してもらおうというふうなことにしたいと思ひますが、さしあたり公文書館は、四十八年まで一ぱいかかりまして、戦前の文書を集めることにまず熱中と申しますか、集中いたしますので、これらの問題は、基本方針としてはきめておかなければなりませんが、なるべく各省庁の、いわゆる保存して国民の供覧あるいは研究等に供すべきものとして価値あるものについて、なるべく一般官公庁に閉じ込めないでおくような姿勢でもって話し合いをしていきたいと考えております。

○東中委員 いま長官も、見てみたら、まああまり秘密にせぬでもよさそうなのまで秘密の判を押してあるのがある、こう言われておるのです。が、防衛庁来ていただいたとおると思うのですが、防衛庁で現在秘密文書の指定をされておるもの、その秘密文書及び取り扱い注意ですね、その指定をされておるもののそれぞれの件数と部数を明らかにしていただきたい。

○半田説明員 御承知のように、防衛庁の秘密には二つございまして、一つは防衛庁業務全般の秘密、これを通常庁秘と申しておりますが、これと、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法に基づくとこの防衛秘密というものと二種類がございまして、二種類に分けて御説明申し上げます。まず庁秘、これは秘密保全に関する訓令というものが定められておりますが、これによるとこの機密は約六万点ございまして、極秘は約四万六千点、秘が約七十万点、計約八十万点であります。取り扱い注意につきましては、これは文書登記簿に載っておりますので、その数は明らかでございます。

防衛秘密のほうについて申し上げますと、極秘は二十四件、約百八十点でございます。秘は三千二百九十一件、約九万点でございます。

○東中委員 外務省はどれくらいあるのですか。

○橋(敬)説明員 外務省の場合ですと、非常に他の

の省庁と違ひまして、在外公館が現在百四十四ございまして、電信が非常に多いものでございまして、したがって、秘密文書の数字も非常に多いものになるわけでございます。

四十五年の例によりますと、こういう電信その他を全部含めまして約三十五万、そのうちの約四〇〇以上が極秘、秘半々くらいになっております。現在文書課で戦後記録文書として保存してあります中で調べますと、秘密文書、いわゆる極秘、秘に当たりますものが約百五十万点でございます。そういう状況になっております。

○東中委員 文部省のほうはどうですか。

○大丸説明員 文部省におきましては、秘密文書を三種類に分けてございまして、極秘、それから秘、部外秘。極秘というのは国の安全に係るようなものというところになっておりますが、実際問題といたしまして、文部省関係のものではそういう極秘に当たるものはございせん。昨年の例で見ますと、全体の文書件数が九万五千件ばかりでございますが、その中で四百八十三件、その中で極秘はただいま申し上げましたようにございまして、秘扱いのものが四百七十件、それからそのほか部外秘、これが十三件、そういう状態でございまして。

○東中委員 外務省のほうにお聞きしたいのですが、たとえば地位協定に基づく個々の施設、区域に関する協定があるわけですね。こういう協定の内容を国会でいろいろ要求しても提出されたことがないのです。いままで委員会にも拒否されておる。これは、いわゆるいまいわれておる外務省の秘密文書の中へ入っておるのか入っていないのか、どういふ根拠で国会へさへも出されないのか、その点をお聞きしたいと思ひます。

○橋(敬)説明員 私、施設、区域に關します直接担当官でございせんので、はっきりわからなないのでございまして、これが提出できないといったしますと、やはり極秘あるいは秘に該当しているものと考えられます。

○東中委員 秘あるいは極秘に該当していると思ふとおっしゃったけれども、それはどこでそういうことを指定するのですか。

○横(敬)説明員 それは前の事務次官等の会議の申し合わせ事項に従いまして、極秘と秘とあるわけでございますが、これを実際に決定いたしますのは、外務省本省におきましては、官房長、それから局長、それから主管の課長、在外公館におきましては、在外公館長またはこの在外公館長の指定する者ということになっております。

○東中委員 今度の審議で、国立公文書館関係資料というのを総理大臣官房総務課からもらっているのですが、これを見ますと、外務省の場合は、外務省記録及び記録文書保管、保存、廃棄規程というのがあることが載っておりますけれども、私、この文書自体を要求したのですが、これは秘密だといってお見せにならないのですか。秘密かどうかをきめることを規定しているその文書までも秘密なんだ、こうなっているのですが、これはどういうことなんですか。

○横(敬)説明員 先ほど申し上げましたように、秘密文書の指定につきましては、昭和四十年四月十五日の事務次官等会議の申し合わせに基づいて、極秘、秘を、先ほど申し上げましたような官房長あるいは局長、課長、在外公館におきましては在外公館長あるいはその指定する者が指定するようになっておまして、この申し合わせ事項は、おそらく国会のほうにも出ておると思ひますので、別段秘ではないと思ひます。

○東中委員 何が秘密であつて何が秘密でないのか、何が機密であつて何が機密であるのかということについての基準というものは外務省は明らかにしていないわけですね。これは管理規程に当然書いてあると思うのですけれども、その管理規程が秘密だといつておる。もう全くの秘密主義で一貫しておるわけですね。秘密と秘密でないものの区分をする基準ですね、それは一体何ですか。

○横(敬)説明員 この区分は、先ほど申し上げ

ました事務次官等の会議の申し合わせ事項に従いまして、文書のうち秘密保全の必要が高く、その漏洩が国の安全利益に損害を与えるおそれのあるもの、これを極秘としております。で、極秘に次ぐ程度の秘密であつて関係者以外に知られてはならないものを秘としております。さらに、この事務次官等会議の申し合わせ事項によりまして、極秘のうち特に秘密の程度の高いものを機密というふうにしております。

○東中委員 そうすると、国の安全利益に損害を与えるかどうかというこの判断を一課長がやつて、そしてそれできめれば秘密文書になる。そうすると、国会審議で要求しても、今度は秘密というところになっている、文書に規定づけがされていくから一切明らかにしない、こうなつてきますね。そうすると、国会での審議にさへ、課長がきめただけでも出せない。いわんや公文書館の文書保存なんというところにおいておやというところになると思ひますが、実際さういうことになりませんか。その点どうでしょう。

○横(敬)説明員 私、いまは秘密の指定のことだけ申し上げたのでございますが、この解除につきましては、やはりいま申し上げたような官房長、局長以下の方がこれを解除することができることになっておりますから、そのときの諸般の情勢にかんがみまして、先ほど申し上げたような基準にいまや該当しなくなつたという場合におきましては、これは解除ができるわけでございます。それから、なお文書の取り扱いにつきましては、もちろん先ほど山中総務長官もおっしゃいましたように、みだりに極秘や秘の判を押して、全部これを秘密文書にするということをしてはならないといふこともわれわれの常識になっております。

○東中委員 私たちが資料を要求すると、それは秘密になっておりますから、こういうことで出されない。ところが、その秘密になつていふのは、だれがきめたのだといふことになれば、あなたが先ほどの答弁で言われたように、局長ある

いは官房長等がやる場合もあるだろうけれども、課長がやる場合もある。解除する権限があつても、解除をしないかするかもその課長がきめてしまふ。こういう形で、まさに官僚支配の政治になつてしまふ。

これは外務省だけではございませんので、文部省にお聞きしておきたいのですが、たとえば教科書検定について、教科書検定基準の大綱が発表されておりますね。ところが、その大綱を實際に適用して、その具体的な内容になる教科書調査官の報告書がある。裁判でいま問題になつていますね。これは提出命令が裁判所から出ている。しかしこれは出しませんね。出さない根拠は一体何なんですか。

○大丸説明員 文部省の文書処理規程の中にございまして、先ほど申し上げましたように極秘、秘、部外秘という区別がなされております。文部省の場合には、極秘文書は実際上ほとんどございせんが、秘文書の場合におきましては、極秘に次ぐ程度の秘密であつて、関係者以外には知らせてはならないものといふことで……

○東中委員 それはわかつておりますから、具体的な問題で答えてください。

○大丸説明員 その中にいまおっしゃいました教科書関係のものも入っております。これはやはり、認可あるいは認定にかかるとございまして、関係者との競合関係等もございしますので、そういう関係で秘密にいたしております。そういう関係で外部に対しては発表しない、そういう取り扱いをいたしております。

○東中委員 教科書が現に申請がされて、その教科書が道徳でないといふことで検定を拒否されておる。そういうことで、これは国民の教育について大きな問題ですね。そういう問題について文部省の当局者がどういふ判断をし、どういふふうにしたかという報告書が現にあるのだから、それこそまさに公表して、そういう内容について討議をするといふことでこそ民主的な政治といふことになるので、それが、調査官の報告書が、国の安全

利益に損害を与える、あるいはそれに準ずるといふうな大だんびらで一人がきめれば、それでも国民の前に出てこない。国民のための資料を保存する、そして将来の教訓に生かしていくというのが、公文書館をつくつていく運営の基本的な方向だといふことを総務長官は言われておるわけですが、こういう問題についてどういふふうな公開——ほんとうに国民の権利義務に関係のあること、あるいは教育に関係のあること、その資料を国が保管し、国民の閲覧に供してこそ意味があると思ひますが、こういう問題について、公文書館の保管文書の範囲についても、各省庁が秘密だ、部外秘だと言つたら、それでおしまいなんだ、各省庁といへども實際は国の安全利益といううな大だんびらをするつて、結局は何か都合の悪いやつは出さない、批判を受けたら困るようなやつは出さないといふようなことになつてしまつておるのではないかとおもうに思ひますが、そういう点で長官、公文書館の保管文書の今後の範囲、これは非常に大きな問題だと思ひます。どうお考えになつておるのかお伺ひしたいと思います。

○山中国務大臣 これは歳月がたてば当然秘密でなくなつてしまふべきものが大部分だと思ひます。永久に秘密であるといふ書類はごくわずかです。あるいは思つております。でありますから、先ほどちょっと申し上げましたように、四十八年までに戦前の文書を全部集めたい。そのあとそれから、一年こきりではありませんが、戦後の記録から始まつてずつと集めていくわけでありまして、大体四、五十年もたつていふ文書で秘密といふ文書は、よほどないと思ひます。たとえば戦争中は最高の秘密文書であつたもので、戦後に負けたあと、これは秘密文書でなくなつたことはあたりまえのことですから、そういう極端な例をとるまでもなく、現在はその役所の現時点における行政の都合で部外秘にせざるを得ない、した

がって公文書館に移して公に閲覧することは行政上支障があると思つてゐるものでも、十年後にはそういう支障がなくなるかもしれないし、また事実総理府などの資料であつても、一応秘密扱いもいたしておりますが、大部分は賞典関係。そうしますと、それもきまつてしまつたあとは、別段それが秘密の文書とは思われませんし、春の叙勲でどういふ人が何人どういふ位をもらつた、どういふ勲章をもらつたということが記録されて残されて公開されていくことはちつとも秘密でありませんし、それに類するものが各省非常に多いと思つたので、現実にあつて現時点で議論するようなものは、将来において公文書館が活動いたします際に記録が拒否されるという事態は少ないのではなからうかと私は思つておりますが、そういう姿勢で各省の協力を求めていきたいと思つておるわけです。

○東中委員 先ほど外務省が秘密にしているはずだと言われた地位協定に基づく個々の基地に関する協定、こういうのはもう十数年、地位協定ができてから、あるいはその前の行政協定の分もあるかもしれないが、ずつと秘密のままにされておる。たとえば防衛庁の場合でいいますと、行なわれた演習についての演習名、演習期間あるいはその演習地域、統括官あるいは参加部隊名、部隊の規模あるいは米軍の演習の協力の有無あるいは演習目的、演習の想定あるいは全体の概要、その成果、こういったようなものは、これはわれわれが聞いてもなかなか言わないのですけれども、防衛庁、その点こういう問題はやはり全部秘密指定をしているのですか。

○半田説明員 演習の問題につきましては荒筋は公表いたしております。

○東中委員 荒筋を公表されているのはいいのですが、私がいま申し上げたようなことについては秘密にされておるのか、あるいは公表してないだけだということなのか、そういうのは、たとえば公文書館へ保管のときは一体どうなるのか。要するに秘密文書でないけれども部外秘、取り扱い

注意だというよりな形で外に出さない防衛月報というのがありますね。これを見ると非常にデリケートなことが書いてあるのです。「この月報は、部内における業務管理資料として作成されたもので、部外に対する広報等の目的を持つものではないので、内容について慎重な取り扱いを要す。この月報に記載された計数を公表する場合には長官官房総務課に事前に照会のこと。」、こう書いてある。これは秘密文書とはいつていい。広報文書でないから取り扱い慎重だ。こういうのが公文書、いわゆるわれわれが要求して出されない。それはどういふ根拠でそういうようにされておるのですか。

○半田説明員 ただいま御指摘の防衛月報につきましては、これはどこそこの部隊に、どんな装備が、どのくらい充足されておるとか、どこそこの部隊にどれくらい人員が充足されておるとか、どこそこの部隊がどのような兵器を持てているとかいうようなことがかなり詳細に書かれてございまして、そういう意味で取り扱い注意ということにいたしております。

○東中委員 取り扱い注意だから、それはもう出さないのですか。広報を目的としたものでないから出さない。広報を目的とした場合は、それは外へ広報するためにつくつてゐるんだから出すのはあたりまえなんです、広報を目的としない、そういう資料は出さないのはなぜなのか、どういふ根拠があるのかということをお聞きしておるわけです。

○半田説明員 この中には一部、秘書書から引用してゐるようなものもございまして、そういうこととで取り扱い注意にしておるということとござい

ます。

○東中委員 長官、もう時間がありませんので最後にお願いしておきたいのですが、いま防衛庁も言つておられますように、防衛庁で九十万点、外務省で百五十万点、とにかく膨大なものがある。しかもいま言われている防衛月報なんかは、先ほど言われた点数の中に入らないほうの文書で

す。それはまだどこまでいくかわからない。全くそういう意味では、国民の権利義務に係るもの、あるいは国のあり方について検討しなければいけない資料というふうなものは、国会へ出さなという点では、これは議会制民主主義に対する非常に重大な一きめるのは官僚の人がやつてゐるのですから、官僚の立場でそれを規制してゐる、そういう点で、これは非常に重大な問題だと思ふのです。同時に公文書館等の実態上の運営という点でいっても、時間を経ればということにはよく承知しておりますけれども、しかし、そういう秘密とか部外秘とかいうことをきめるのは、もう実際上は課長くらいのものでやつてしまふのですから、それは事務上そうやってゐるんじゃない、課長はそういう権限を持つてやつてゐるわけですから、これで規制されていくというのは、これは民主主義の基本的な問題として考えても、公文書館設置の趣旨からいっても、そういう秘密をなくしていく、主権在民、民主主義の原則という点からいっていくという方向で、各省庁のそれぞれの課長あるいは課長に準ずる人、あるいは課長に準ずると指定した人というふうなことできめていくような実態を変えていく方向をひとつせひやらなければならないかぬことだと思ふのですが、その点をお聞きしておきたいと思ふのですが、どうでしょう。

○山中国務大臣 公文書館の権能として、各省庁の機密文書等を一方的に取り上げるといふような権能を保有はいたしてありませんし、諸外国でもそういう例はないようです。ですから、私が先ほど申しておりましたように、そういうものは一定の時間が経過すれば、それは秘密でなくなるもの、あるいはそういうものは秘密でなくともいいではないかと思ふるようなもの等については、なるべく提供してもらふように今後運営をしていくよう、運営の上において配慮したいと思ひますが、外国でもやはり、一定の年限というものを念頭に置いて運営している例が多いようです。各国にも公文書館があるわけですが、五十年以上経過

した文書であれば大部分は制限がないというのが十六カ国で、アメリカやイギリス、イタリア、そういうような国々が並んでおりますが、百年以上経過した文書には制限がないんだというのはスペイン、パチカン、ベルギー等三カ国です。これは長いほうのあれです。短いほうでは二十五年ないし三十五年経過した文書は大部分制限はなしにやつておるといふのが六カ国で、アイスランドとか東ドイツとかハンガリーとか、そういうところでは、学術研究者には制限なしという国が一つあります。それはアラブ連合ということになっておりますが、そういうふうなことで、日本の場合もどういふふうにしたらいいのか、これらは単に公文書館だけの、私だけの判断でも無理だと思ひますので、これはやはり各省庁と十分相談をして、公文書館のわが国における今後のあり方について検討をしていきたいと思ひますが、原則は、なるべくそういうふうな外に出ない文書を少なくするということにしたいと思います。

○東中委員 公文書館のことはそうとしまして、国務大臣として、いま各省庁でやられてゐる、防衛庁も先ほど言われたような非常にばく然とした形で、国民にあるいは国会議員に資料を拒否してゐる、取り扱い注意というのはどこできめたか、どの程度きめたのかからぬというふうな形でやつてゐるというところを、それをなくしていくという方向で、ひとつ国務大臣として、大臣自身先ほどおっしゃつたように、やらぬでもいいようなものでもやつておるとおっしゃつておるわけですから、そういうものをなくしていくことで、ひとつこれはそういう意味では、民主主義の基本にかかわる問題だと私は思ひますので、ひとつ見解をお聞きたい、こう思ふのです。

○山中国務大臣 そういふ御質問であります、総理府といつても総理ではありませんから、総理府に関する文書についてはそのように今後進めていきたい、また、そういうふうな実態やつてお

れて、これからどの面を追うていくかとしておられるのか、大体何年計画で終わるのか、たとえ海流とか塩分とか海底とかいうものの調査ですね、その内容は明らかにできませんか。

○福田説明員 海洋観測でございますけれども、私どものやっております海洋観測につきましてはこれはたいへんデータが不足してございます。したがって、ここ当分の間、先ほど申し上げま

した海域につきまして相当期間統計していかなければならぬ、かように考えておる次第でございます。

○東中委員 もう一つお聞きしておきたいのですが、先ほどお聞きしましたように「あかし」は海底の地形を調査されておるわけですね。これは科学技術庁や海上保安庁ならよくわかるわけですが、けれども、なぜ自衛隊が海底の地形を調査されるのか。いかがですか。

○福田説明員 海底の地形は、やはり潜水艦の航行、そういったような面からどうしても必要であるというわけでございます。

なお、海底の地形と同様に海底の地質も調査いたしております。これは、機雷が海底に沈んで、それが海底の土中に埋没することは可能性があるとかなんとか、あるいは海底に沈んだ機雷がどのように浮遊するとか停止するとかいうようなことのために、どうしても土質の調査というようにどうしても必要になってくるわけでございます。

○東中委員 「あかし」の海底観測可能深度というのは四千メートルだと聞いておりますが、ほかの日本の観測船は大体二千メートル程度であるというふうに聞いておるのですが、それでございませうか。どうでございませう。

○石倉政府委員 詳しくただいまわかりませんが、もし御必要でございましたら資料を後刻提出いたします。

○東中委員 ではその資料をぜひひとつお願いいたします。

と同時に「あかし」の観測能力がほかの観測船と比べると非常に高い。しかも、それはいま防衛庁が言っているように、明らかに軍事作戦目的を持ってやっておるわけですね。非常に性能が高い。そういう中で、いわゆる海洋開発審議会あるいは海洋開発そのものが自衛隊、防衛庁と結びついて、そして結局軍事的に利用されていくような方向をとる可能性というのを非常に心配するわけですが、その点、そういう性能の差はいろいろあるけれども、平和的利用をして、軍事的利用には協力しないという点をはっきり言えるかどうか、最後に長官にひとつ確認していただいて質問を終わりたいと思います。

○西田国務大臣 先ほどもお答え申し上げましたが、この審議会の人選等におきまして、各界から広く求めたいと存じますけれども、その中に、いわゆる防衛に関係するあるいは専門的な人を入れるというふうな気持ちは毛頭ございません。また、この審議会の仕事はきわめて多岐広範にわたっておりますけれども、しかしながら、これはこの審議会自体がいわゆる研究をする、こういう性格のものではないのでございまして、基本的な、かつ総合的なことを審議検討いたしまして、そして各分野につきましては、それぞれの審議の結果を活用していただくというふうな考えでおるわけでございます。そういう意味におきまして、いま先生御心配になっておられますのは、防衛と結びついて何か関係が生ずるのではないかと御懸念のようでございますが、あくまでも先ほど申し上げましたように平和利用に限る、こういう基本的な考えを貫いてまいります以上、その懸念はないものと考えております。

○東中委員 質問を終わります。

○天野委員長 次に、在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。伊藤惣助丸君。

○伊藤(惣)委員 外務大臣に伺います。天皇陛下の外遊についてであります。五十年ぶりに陛下の御訪欧に大臣は随伴されるというふうに伺っておりますが、私はこの両陛下の外遊を心から喜ぶものでありますけれども、外遊の目的は、あくまで純然たる国際親善にあるのであって、これによって政治や外交をからませることはよろしくないと思っております。この外遊の準備に当たる政府は、かりにも政治的にこれ

を利用することがあつてはならないし、また国際情勢というのが一般に複雑な面を秘めている最近の状況からいっても、この外遊が国際政治の渦中に巻き込まれることのないように、政府は慎重かつ万全に対策をとるべきだと思います。その点について、大臣の所信をまず伺いたいと思います。

○愛知国務大臣 今回の両陛下のヨーロッパ三国に対する御訪問は、各国との伝統的友好関係にかんがみて、すでに元首として御来訪をいただいておりますところへの御答礼と、それから、将来来日せられるであろうところのイギリスの女王陛下との相互交歓訪問、こういうことで今回御訪欧がきめられたわけでございます。これは、日本国憲法による象徴としての陛下のお立場における友好親善ということでおいでになるわけでございますから、いま伊藤委員の言われるような政治的な問題、あるいは政治的な何らかの工作というふうなことは全然筋の違ったことであり、さうなことで、この御訪問がもたらぬ成果があらわれますように、政府といたしましてもできるだけの準備に当たっております。

○伊藤(惣)委員 私はきょうは、在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に関連して、るる質問をいたしたいと思っております。

まず最初に、在インドネシア大使館は九公館に勤務する職員に支給する住居手当の限度額を、最高二四％、最低八％の引き上げを行なう、あるいはまたミラノに総領事館を設置し、カナダの在エドモントン領事館及びニュージールランドの在オークランド領事館を総領事館に昇格する、こういう問題があるわけですが、特にその中で、インドシナ情勢というのを見てもいりますと、最近是非常に、情勢不安といえますが政治不安といえますか、そういう問題があるわけでありまして、このインドシナ情勢等にかんがみまして、戦争や動乱のようなものが、そういう緊急事態がもし発生した場合には、在留邦人保護のため

に在外公館としてはどうするかということが一つ問題であると思ふのです。その措置をどう考えておるか、まず大臣に伺いたいと思います。

○愛知国務大臣 まず第一に、インドシナ方面につきましては、御指摘のような状況でございますが、在外公館の公務員の身体安全ということに十分の配慮を常にしていかなければならぬことは当然でございますが、最も大切なことは在留邦人の問題であります。カンボジアにおいて、あるいは最近のラオスの状況にかんがみまして、政府としては、適確な状況を掌握し、そして在留邦人の万が一の場合に処する一切の準備をいいますか、有事に備える体制は十分と思われるほどとおるわけでございます。

たとえは、直接仕事をする面におきまして必ずしも絶対的に必要と思われない家族とか、あるいは婦女子の人たちを近隣の安全なところからあらかじめ移転をしておいてもらう、それから各国の中におきまして比較的安全で、かつ交通、情報等が適確に掌握でき、あるいは利用できるところになるべく集結して住んでいてもらうというふうなこと、それからさらには、商社あるいは企業体等、これは前もっていろいろ相談を何べんも重ねておりますけれども、配置転換というふうなこともその前提にあるわけでありまして、さらにまたとに欲せざるころではありますけれども、万々一の場合に備えまして、緊急にそれらの地域から安全に避難し得るようなトランスポートレーションの問題等につきましても、なし得る限りの準備はたたいまやっております。

なお、今後も十分情報等の交換に遺憾なきを期してまいりたいと思っております。

○伊藤(惣)委員 私は、特に今回の法案が、在外公館あるいはまたそこに勤務する方々の処遇改善の問題でありますから、こういったものも頭に置いていまして質問しているわけでありまして、緊急事態が発生した場合、在留邦人の引き揚げを講じた例があるのかないのか、まず第一に伺いたい。

さらにその際、引き揚げは外務省の命令によつてきたのか、私は過去にあるように聞いておるわ

けであります。また勧告によるものなのか、その場合の帰国旅費はだれが負担するのか、その点について伺っておきたいと思ひます。

○愛知国務大臣 これは事情を御承知と思ひますが、なかなか微妙な問題でございまして、必ずしも法律をもって在留邦人に対して避難あるいは退去を命ずることはできません。さうな法律はございせん。

それからその次に、實際は、これは在留邦人に對する保護の職責を持っておられます在外公館、領事館等におきましては、非常な責任のある問題でございまして、必要な場合に、たとえば退去を勧告する、これは御相談なくでございまして、御相談の上にも多少強い勧告という、そういうおすめが入る場合があらんごさいすけれども、しかし、これはまた状況判断との関連もございまして、また、ただいまさうしたような地域において仕事をされておられる方あるいは報道に当たっておられるような方は、仕事の重要性にかんがみまして、ほんとうにこの仕事のためにぎりぎりの危険もおかしというような使命感に燃えられておられる方もたくさんおられるわけにございまして、さういふ方々との間のことは、現地の日本人の生命の保護ということも重大な職責にしております。在外交官意といはしましては、そこは非常に仕事のむずかしさのところをございまして、いま申し上げましたように、したがって御相談なくで、その御相談なくというには東京における本社との御相談で会社の措置としてやっていたらいい場合もございまして、また非常に危険が近接しておりますような場合には、個人個人との御相談、そして勧告というようなことで措置をいたすわけにございまして。

○伊藤（憲）委員 大臣の答弁わかるのですが、過去に例があつたと思うのです。どうしたのか、それをまずお聞きしたい。それから勧告した場合に負担しておつたのか、それとも本人が負担するのか、そういう点についても伺いたいのです。

○愛知国務大臣 お答えいたしますが、いま申しましたように、制度として命令するということはないというところ。それから御相談するの勧告というところはあり得るわけですが、勧告をした例もございせん。しかし、そこがいま申しましたように、非常に微妙なところをございまして、あるいは言われたほうの方から言へば、所在の大使あるいは総領事が、非常に危険ですからこれは退去されたほうがよろしいですとさういふことを言われたと言われる方もございまして。

それから費用の問題でございまして、例は遺憾ながら相当あるわけですが、たとえば、昭和四十年九月のインパ粉争のときなんかその例の一つでございまして、たとえば、政府がチャーターした飛行機に外務省として約九百万円を負担したような事実はございまして。

○伊藤（憲）委員 在外邦人のうちに、生活に困つてゐる多数の日本人がいてさういふに聞いておりますので、私は外務省がこれらの邦人に対してどのような措置をとるかということに心配するわけですが、その点についてはいかがですか。

○愛知国務大臣 實は、これはこまかく遠藤部長から御説明をいたさせたいと思ひますけれども、問題は、いまのお尋ねは二つあるように思ひます。非常に生命に危険のあるような戦争状態に置かれる、この場合には、いままでの例や、あるいはいまさういふこともあり得るやうな想定されておる事案につきましては、生活困窮者ということとはあまりないと思ひますけれども、個人個人では、運搬といひますか、トランスポート・シヨとか何とか、とても一人の力ではどうにもならない。これはやはり公の力あるいは事実上の大使館その他の力を通じて、先ほど申しました飛行機のチャーターというやうなことをやらなければならぬ。その経費などをとるに御本人が負担するといふことはできないでさういふから、さういふ意味で費用の問題はできると思ひますが、さういふ地点に大ぜいの日常の生活に困窮している日本人の方々がおりるような事態ではないと思ひます。

けれども、もちろんさうな状況の場合におきましては、それぞれに困窮されておる在外邦人の数々の措置はいろいろな方法があるわけにございまして。

○伊藤（憲）委員 その際は十分な処置、対策を講じてほしいと思ひます。

次に問題にしたいのは、在外公館職員の子弟と在外邦人子弟の教育の現状と対策について簡単に伺いたいのですが、たとえば学校教育の教員ですか、この派遣の状況とか、また校舎の状況とか、教材の実情とか、また教員の待遇、さういふ点はどうなつてゐるのか、現状を含めて伺いたいと思ひます。

○遠藤説明員 海外におります日本人の教育の問題につきましては、最近日本人の海外への発展が非常に多くなつてまいりまして、その必要性もまた増大しておるというのが実情でございまして。現在、永住といふことではなくて、長期滞在で海外に出ておる日本人の数が大体七万人ぐらゐでございまして、その方々が海外に伴つておられます子女の数は大体八千人をこすと推定されます。さういふ人たちのために、後顧の憂いなく活動できますために、その教育の必要が非常に大きくなつておるわけにございまして、特に発展途上国においては、教育設備も不完全であるために、さういふ政府の応援でもって学校をつくる必要があるわけにございまして。

それで、実情を申し上げますと、現在のところ、全世界二十三カ所に日本人学校ができております。それからあと四十六年、次年度の予算では、大体もう三つ増設することに内定しておるわけにございまして。発展途上国以外でも、シドニーと、それから今度新しく認められましたデュッセルドルフといふやうな先進国の例もございまして、大体において発展途上国に対して行なうのがたてまえでございまして。

それで、これにつきましては、先生を日本から派遣すること、それから現地で採用が可能ならば現地でもって先生を採用することになる

わけにございまして、現在のところでは、学校の先生全体で百四十三人、そのうち政府予算でめんどう見る、こつちから派遣するほうが百一名といふ予算になつておるわけにございまして。

それから先生の待遇でございまして、これは、実はいままでのところ、ほかの目的で海外に駐在する、たとえばコロンボプランのやうな国際機関から派遣されて行つておる日本からの専門家の方々に比べますと、少し待遇が悪かつたわけにございまして。大体において標準をとりまして、二五％だけさういふ学校の先生方は給料が少ないといふことであつたわけですが、この点につきましては非常に努力いたしまして、四十六年度の予算におきましては従来の二五％アップということになりまして、ほかの国際機関から派遣される日本人職員と大体同じレベルまで上がるということができるようになつたわけにございまして。今後とも学校の先生の待遇、給与面だけでなくいろいろな面で心配のないやうに、喜んで仕事のできるやうにして、優秀な人たちが続々と海外に行つて日本人の教育に当たることが実現できますやうに努力をしていきたいと思つております。

○伊藤（憲）委員 ただいまの説明では何か十分なやうな説明でありますけれども、實際私も行った方々に聞き、また戻つた方々に聞いておりますので、必ずしも十分でないと思ひます。ですから、どうかその点は十分な対策を講じていただきたい、これを私は要望いたします。

次に、在外勤務職員の手当の問題なんです、この在外勤務職員の手当は、在外における特殊な勤務体系、地域的な格差、その給与額なんかについては、外務省のお手盛りの印象を外部に与えてゐるというふうにいわれているわけですね。私は、これを一般の国家公務員と同じやうに、さらに人事院勧告なり、あるいはまたほかの公正な第三者機関によつて行なうことがより適切ではないかと思ひます。お手盛りではなくて、第三者機関等によつて十分な処遇改善をすべきじゃないかと思ひますが、その点はいかがですか。

○愛知国務大臣 これは私は、いわゆる何といいますが、立場が若干違ふわけでありまして、お手盛りとか何とかいうことにお答えをするのもいかがかと思ひますけれども、外務省のいわゆる公務員諸君の立場が私がかつて申し上げますならば、お手盛りどころではなくて、私はむしろ第三者、特に人事院でこの在外勤務手当もきめていただくようにしていただきたい。そのほうが外交官諸君に結果においてお手盛り以上——お手盛りどころじゃない、お手盛り以上の好過が与えられるであらう。

それから、多くの国家公務員諸君の給与が、まあいろいろの条件その他はあるにしても、人事院で守られておつて、そして人事院からの勧告に基づいて、政府がこのごろは全部これを無条件で受け入れて実施することになっておりますが、実は外交官諸君にとっては、在外勤務手当は基本給とは比喩にならない活動の条件なんでありまして、から、そういうものについてやはり一年一回いろいろの状況を、人事院のようなどころが審査していただく、そして責任をもつて勧告を出していただく、これを大蔵省を含む政府が全部無条件、まるのみで実施していただければ、こんな私にはありがたいことではないかと思ひます。ただいままでのところ、人事院におかれましては、なかなか世界的ないろいろの事情を一年一回責任をもつて国内で国家公務員の給与について勧告をするような、自信を持つて勧告するだけの私は手だて、方法もなかったのではないかと想像されます。私は、昨年の国会のある委員会の席で、人事院総裁とたまたま同席をして、二人でこれも御答弁申し上げましたが、総裁と大臣との間では完全な意思の一致を見ておるわけでございますから、早くたまたま伊藤委員が仰せになりましたような線に、この外務公務員の在外給与についても、もっと合理的な、そして客観的なきめ方をしていたらいい、そして外交官諸君にこういふ点において後顧の憂いを少なくして大いに活躍していただきた

いものである、かように考えている次第でございます。

○伊能委員 ちょっと関連。
いま大臣からたいへん建設的な御意見が出て、私も内閣委員会としては、国家公務員の給与を審議する機関であります、外務省関係だけが外国に勤務するという理由でそれからはずされて、いま同僚議員からお手盛りではないかというようないま批判も若干触れられたようですが、この問題は、われわれしばしば外国へ行って外務省公務員の方々の御苦労よくわかるわけでございますから、そういう点についてはできるだけ私どもも御協力したい。

実は、さいせん同僚議員からお尋ねがあった日本入学校の問題、私、昨年イランへ行きまして、この問題に、イランの前田大使並びに公使から、この問題のたいへん御苦労を聞きまして、また東南アジアでもそういうお話を伺つたので、さいせん政府委員から二五％アップという来年度の予算の話がありました、これは、わが党の政調で私に発信をしまして、学校の先生方の給与をよくしなければいけない。日本人入学校、単に学校だけでなく、その他の校舎の問題その他いろいろあります。こういう問題についても一そう外務当局におかれては、日本人入学校の問題について十二分な配慮をひとつお願いしたい。われわれももちろん協力をいたしますが、たまたまいま政府委員から答弁がありました、われわれ、これから開発途上国等において向こうで活躍される日本人の一番苦労の種だ、かように思ひますので、学校問題については、大臣、ひとつ何か部内でも特殊な制度でも設けて、全体としてこれは心配のないようにひとつお考え願ひたいということをお願いしてござい願ひたいとおきます。

○愛知国務大臣 伊能委員から関連で御質問を兼ねて御意見を承りまして、まことに心強く存する次第でございます。
先ほど来私の私見を申し上げたわけでございますけれども、在外給与のあり方、今度の改定の問題等については、いまこのお願ひ申し上げているものは、現在としてこれでいくよりはかにならないということをお願いしているわけでございますけれども、将来の問題としては、これは御本人たちからの提案というよりも、むしろ政治的な立場で、全体の給与体系ということからお取り上げをいただくことが、先ほど触れられましたように、あるいはお手盛りというようないま批判を排しながらいく姿でもあらうかと思ひますので、よろしく今後ともお願い申し上げたいと思ひます。
それから学校の問題については、ただいまも具体的に御話しがございましたが、しばしば具体的に御協力をいただいております、たいへんありがたいのでありますが、やはりこれは制度の問題が基本でございますから、そういう問題の性格をはつきり認識しながら今後心配のないように建設的に取り上げてまいりたいと思ひます。

○伊藤委員 いま伊能委員から関連があったのですが、この在外勤務職員の子供について、現在子供手当とか、教育手当なんかというものは出ていないように思ひます。私、具体的に提案するわけですが、このようないま在外勤務の特殊性にかんがみまして、その職員の子弟に対しての子供手当、教育手当、こういう制度を設けるべきではないかというふうに思ひますが、その点いかがでございますか。

○愛知国務大臣 この問題は、外務省としてはぜひ実現したいわけなんでありまして、いろいろこれに類するといひます、同じようなカテゴリーの問題があるもので、その中のどれから先に取り上げていくかということで、今回はこの在外職員の給与の制度の中で子女を同伴する場合に對する手当の設定ということ、ほんとうに残念であります、見送つたような経緯がございますので、これに對しまして、こちらに残して教育をするというようないま場合との関連などにつきましても考慮しなければならぬ点などあわせて、今後この研究課題、できれば来年度からでも実現をした、こういうふうに考えておりますが、なお具体的に

的には官房長から御説明をいたさせます。

○佐藤(正二)政府委員 先生から非常に御同情のある御質問をいただきましたが、実はこの子女の問題につきましても私も常に頭を痛めているわけでございますが、御承知のとおり、日本に残しておる子供と、それから連れて行つておる子供と両方あるわけでございます。今回の予算に際しましては、向こうに連れて行つておる子供に對する手当、その手当と申しますのも二つございまして、教育に關する手当、これはアメリカンスクールなんかに入れますと相当大きな金が必要ですのでございまして、それから住宅自体に對する手当、子供が多い場合住宅がどうしても大きくなるものでございまして、住宅手当に對する増額と申しますか、そういうふうなことを考えました。それからもう一つは、本國で教育をしておる子供を一年に一度ぐらゐ親元に呼び寄せるという費用を諸外国ではやつておるわけでございますが、これをぜひ官給でやつていただきたいということをお願いいたしまして、いろいろ要求いたしました、予算のワタの問題もございまして、今回は子女の呼び寄せの問題だけを考へてやるからとあつたにしろ、こういう話で妥協いたしました、子女の呼び寄せの問題だけを今度はいたいたしたというのが実情でございます。それだから子女手当の問題が要らないというわけではございまして、今後ともこういうものに対して努力いたしまして、後顧の憂いなく同僚の連中がやつていけるように努力いたしたいと思ひます。

○伊藤委員 在外に勤務する外務省の方の処遇改善については一応終わりますけれども、国内の外務省のあり方についてちょっと申し上げたいのですけれども、私は外務省は非常に親切で丁寧な官庁だと思つておつたら、ある人から、外務省というのは非常に独善的な傾向が強く冷たい官庁である、大蔵省とともに外務省は非常に冷たいところだ、不親切だといふ意見をしばしば耳にするのです。そこで、きょうはいい機会があり

ましたので大臣から——やはりそういう評判が出ることは非常に残念だと思ふのです。私はそうは感じておりません。しかし言う人が多いのですね。ですからそういうことに對し、もう少し親しまれる外務省、言うならば國民に愛される外務省というふうになるべきじゃないか、こう思うのですが、大臣、いかがですか。

○愛知國務大臣　そういう批評がありますことを私も非常に懸念しております。また、なるほどそういう批判が起こるゆえんだなと思ふことも実は率直に私も感得いたします。私も外から入ってしばらくだけおるわけですから、それだけに伊藤委員と同じような目で見られることも見やすいと思ひますが、同時にそれだからといって、これを短期間で直していくということもまた必ずかしこころでございますけれども、われわれとしては、そういう点大いに心してまいりたいと思つております。

○伊藤總委員　もう一つ率直に申し上げますが、外務省の中でいわゆるキャリアとノンキャリアという問題、しばしば質問なんかあったと思ひますけれども、いつも大臣の答弁では十分配慮するといふようなことが言われているようでありますけれども、實際違ふという事実があるわけですね。たとへばキャリアと稱する——稱するといへば変なことになるが、こういう人たちは外務省の中では非常に優遇されている。外交官試験にパスしますとどんどん一つのコースへいくわけですね。しかし反面からいへば、試験にパスしなくても有能な人もたくさんいると思ふのです。ところが事實は、キャリアといわれる人たちがほとんどよくなる反面ノンキャリアの方々はなかなか上級職にいけないうえです。私は、本人の努力、本人に有能な才能があるならば、どんどん上級職にもいけるようにすることが大事ではないか、こう思ふのでありますが、その点いかがでしようか。

また、現在課長以上の中で総領事、大使でキャリアとノンキャリアの割合がもしわかれば教えて

いただきたい。

○愛知國務大臣　これもよく言われることであります。が、なかなかむずかしい問題で、一口にいへば、資格を持つていようが持つていないが、人材は大いに登用しなければならぬ、これはもう当然なことだと思ふのですけれども、現実の問題として、さてそういうふうにならうまいかというところにあります。これまた實際の人事の問題でございます。また外交という大切な仕事をお預かりしている人たちのことですから、實際問題としてなかなかそうもいかない場合もある。私もできるうちにやっています。この二つの要請が満足できるようにやっています。そのうち最も高い地位についている人もあり、それは比率からいへばよりよいものがあるのだ、すぐそこかしこ受けるわけですが、とにかくいこうとあるわけではございません。また、そういう方はもつと長く大使としても活躍してもらいたいと思つて大いに期待してゐると、そういう方に限つて、また当然であります。さらに外からスカウトされて非常に重要な地位につかれる、これまた日本全体から見ればたいへんけつこうなことだと思ひます。要するに、あえて外務省としては反対できない。要するに人材は決して埋もれるようなことはいたしません。それから、大いに御勉強くださればどういふ地位でも提供ができます。こういう道とやり方を確立しておきたいものである、これがいわば私の考え方でございます。

○伊藤總委員　一般的にこういうことが問題提起されてから久しいわけでありませう。どうか愛知外務大臣は、大臣の中でもキャリアもありまして、さらに大臣としての任期も非常に長いわけでございます。前向きに一つの事例をどうとなくつづつて、それをさらにあとに引き継ぐように積極的な対策をいたしますか、その点をコーチしてほしい、そういうことを要望申し上げておきます。さらに、いろいろ在外公館に関する情報やなん

かの問題について質問したいと思ひますが、いわゆる日本の軍國主義復活といふことについていろいろ論評がいまあります。たとえば中国、北朝鮮のみならず東南アジア諸國、またアメリカにおいてさえもそういうことが論じられております。たとえば昨年の十二月二十八日ですか、これは新聞報道であります。アメリカは日本の「軍國主義の復活は助長しない、米政府高官が見解」という見出しで、日本の軍國主義が復活するおそれがあるけれども、たいしたことはない、そういうふうに出てくるわけですね。それからもう一つは、ソ連のコスイギン首相がある新聞記者の質問に對して、日本の軍國主義復活についての批判は、単なる思ひつきではなく、日本の生活の現実的過程を反映しているものである、日本の指導者が平和維持のための責任を正しく認識するより期待してゐる、こういうふうなまことに新聞記者に對して回答しております。外務省はこういうふうな海外の論評に對してどのような反論のための情報宣伝活動をしてゐるのか。それを詳細に伺ひたいのです。また、在外公館は、そういうたものに対して具体的にどういう方法で宣伝活動をしてゐるのか。その点を伺つておきたいと思ひます。

○愛知國務大臣　まず一つは、昨日も、渡部一郎委員からたいへん詳しくお尋ねと御激励を予算委員会であつたのであります。広報宣伝につきましても、諸外國に對する日本のほんとうの姿というものを知らせるために、印刷物は種類もたくさんつくつてゐるわけですね。その種類は年間に二十数種類といふことになりましよう。それから、とばが少なくとも十四、五ぐらいになります。ところが、予算の關係その他からいってそれら全部合わせまして、刊行物が三百五十万部ぐらゐある。渡部さんから、これはたとへば現在の政黨あるいは企業、会社等の宣伝などのやり方からいつたらもう問題にならないじゃないか。百分の一ぐらいじゃないか。まさにそれとおなじなんです。その点は、ですから、私から率直にお願いしたいのは、それぞれ二十種類なり三十種類のもの

をつくるのについては、ぜひよくふりし、民間の専門家の方々の非常な御協力をいたしたい、中身には念を入れて、また翻訳にもぜひよく十数カ國ですからほんとに骨の折れる仕事です。そしてきれいに印刷をする。しかし、それが國々のある一つのシリーズとなると、ほんとに部数はわずかにだといふことは残念であります。それからこれを大量にふやすように、ますますわれわれも努力いたしますから、ひとつ御協力をいただきたいと申したわけですが、そういうこと。それから映画のプリントといふような種類のもの、要するにそういう紙とかあるいはフィルムとかによるやり方というものが、いま申しましたようにいへば相當の、ある程度のものである。それから四十六年度は、その中のあるもの等については四十五年度に比べて約三割も増してゐる。とにかく努力は一生懸命しておる。それから口でやるほろごいですが、これは在外公館は特に公館長が、求められればもちろんでございますが、自分で、みずから開発しながらあらゆる機会において日本のありのままの姿、またそしてできるだけ質問にも懇切に詳細に答えて、日本の実情の紹介につとめるという種類の、これは外務省としてもちろんであります。御承知のように、日本からは海外に旅行されておられますが、あらゆる機会をとらえて日本の真の姿が積極的に伝わるように、あるいは消極的にはまずいことが伝わらないように、こういう面で大いに啓蒙宣伝をしたい。このほりにもぜひ努力してゐるつもりでございます。

それからその次のカテゴリーは、何といつても外國の方に日本の実情を知ってもらふことである。ことに報道關係などでは、従来はこういう御批評もあつたのです。いわゆるえらい人だけを招待しておつたじゃないか、もつと中堅のほんとうのライターですね、そういう方々、あるいはもつと若い人をお呼びするべきである。従来もそうい

えがあるかないか、確かにばかげた議論ではあるかも知れませんが、不測の事態を常に予測して政治行動を起こすのが、やはり一國の政治だろと思うのです。その点どうでしょう。

○愛知国務大臣 御承知のように、特に最近のラオスの問題については、日本の政府としてははっきりした態度をとり、そしてその態度に基づいて英ソ兩國をはじめ関係の國々にアピールをいたしておりました。そしてそのアピールをいたしたことを米政府にも通告をしておるわけでございすから、日本政府としては、まず当面やるべきことは私はやめた。いまその反響待ちでございまして、これからさらに各國が日本に対して、さらにこういふ有効な手段であるではないかと望まれれば、さらに有効なる手段をとることもありましようが、ただいまのところは、日本の意図というものは、私は内外に明白にいたしたつもりでございす。

○伊藤(憲)委員 この核兵器の使用の違法性というのは、調べますと一九六三年の十二月七日、東京地方裁判所の判決で、広島、長崎への原爆投下は國際法違反である、こういうことが確認されております。ですからいまも言いましたように、核兵器を使用するということについては、たいへんな問題であり、そんなばかげたことではないと思ひますけれども、しかし、いまも申し上げましたように、純軍事理論とあるいはまた外交というものがいろいろあるわけでありまして、私は、インドシナ情勢が終えんとするかしら、それは決して予測できないと思ひます。その場合には、たいへんな一つの方向にいくのではないかと、いふことも危惧するわけでありまして、ですから現在の情勢のもとでは、大臣は、そのようなどとは考えないという態度ではありますけれども、もう少し深刻化し、さらにエスカレートするやうな状態においては、当然核兵器というものを、使らねばならないということを申し入れる必要があるのではないかと、いふふうに考えますが、その点いかがでしょう。

○愛知国務大臣 これはもう核についてはもちろんのことですが、これ以上拡大するということがなれば、その情勢は望ましくありませんけれども、どんだん拡大するといふやうな事になったら、日本政府はいたしません、すでに現状においても國際的の手段をとっているわけでございすから、さらに状態が悪化するならば、さらに一段と積極的な方策を申しましようか、措置をとりたい、とらなければならぬと思ひます。

○伊藤(憲)委員 積極的な措置をとる中にそのことも入っておりますか。

○愛知国務大臣 もちろんそう考えます。

○伊藤(憲)委員 これは、もしこんなことがあつてはいけないことではありますけれども、やはり不測の事態として核兵器がもし使用された場合、これはやはり日米安保体制においてもいろいろな影響があると思ひます。もちろんインドシナ情勢は一変すると思ひますけれども、こういう場合、日米安保条約は軍事同盟でもありませんから、条約上同一視される。さらにまた、核兵器が使用されたことによつて、わが國はますます關係のない國際紛争に巻き込まれるおそれが大きくなる、こういうふうに私は考えるわけでありまして、その点は大、どうですか。

○愛知国務大臣 觀念的な問題になりますけれども、インドシナ半島においてはアメリカが、國連憲章五十一條などというだけでは全然なくて、積極的に核武装を使つて、そこで積極的戦争を展開する、觀念的にそういう場合がかりに考えられたとするならば、それと安保条約とは全然別個の問題だと私は思ひます。安保条約は、いつも申し上げておるに、条約として性格が非常にきつておる。これを端的に言へば、日本の安全とそれを含む極東の安全に寄与するために、そしてこれが全部を包含する考え方というものは、國連憲章で認められる自衛といふことに徹した考え方であり、また日本に対する脅威を未然に防止するといふ抑止理論ともいふべき考え方に立っているものでございすから、いま申しましたように、米

國が國連憲章五十一條とか、そのほかの自衛権といふやうなものは關係なしに、積極的に核武装をインドシナ半島において使つて、戦争を展開されたといふことになれば、それといふ自衛の一点ばりの安保体制といふものは全然別のものでございす。かように私はこの点を考えます。

○伊藤(憲)委員 そこをもう少し聞きたいのです。要するにこれもやはり理論上の問題ですね。もしそういう核兵器が、たとえ小型であつても使われたら、これは國際的な非常に大きな問題になる、情勢が一変するであらう、こういわれているわけでありまして、どういふふうな情勢が一変し、そしてまたどういふ事態が発生するのかわれわれは情報といふものはあまり分析もしておきませんし、入つてもありませんから、想像することではできないわけでありまして、しろうとなりの判断はするわけでありまして、大臣はそういった点について、もししろうとなりの事態が起きた場合には、どういふやうな情勢、しかもわが國はどういふ立場になるのか、そういうことを考えたことがあれば何つておきたいと思ひます。

○愛知国務大臣 いま、私申しましたことは觀念的な問題でありまして、觀念的には私は正しいと思ひます。それから、いまのお尋ねは、これはそもそもが觀念的で、実は現實的な問題ではないと思ひます。それから、非常にアカデミックなお話になると思ひます。そうなりますと、たとえいまの安保がどうだ、日本がどうだといふことと全然別の次元におけるアカデミックな議論として取り上げる場合には、その核が戦略核が使われたのか、戦術核が使われたのか、使われた時点はいかなる時点であるか、そのときの相手の状況はどうであつたか、そういうふうないろいろの想定によつて、その事態に対する國際的な批判といふものが私は起り得るんだらうと思ひます。いづれにしても、事實問題として核は、いかなる種類の核でありまして、日本國民並びに日本政府の立場からいへば、最も好ましからざることである、こういうことだけは確かに言えるのではないと思ひます。

○伊藤(憲)委員 要するに、そういう事態を予測したくないわけでありまして、そのように、もしも不測の事態が発生したときにはたいへんなことになるといふことはだれでも考えていることだと思ひます。

これは話かわりますけれども、最近アメリカで核攻撃の演習を誤つてやつてしまつて、國民が非常に緊張におちいつたことがあるわけですね。それと同じやうに、不測の事態といふのは必ずしも意圖的ではなくても事故のこともあるでしよう、あるいはまたいろいろな事態が予想されるわけですね。そういうことから大戦争また大紛争に発展する可能性があるわけでありまして、したがつて、私はしろうとなりのことを事前にやはり歯どめとして考えることからも、核兵器は使わないのだ、またはエスカレートした頂点は熱核戦争であつても、それはベトナムにおいてはやつてはならないし、そういう政策はとらないのだといふことを日米間で協議し、また一つの方向といふものをまずもつて明らかにしておくといふことはいいのではないかと、いふふうに思ひます。その点はいかがでしょう。

○愛知国務大臣 この二十日にアメリカに起こつた事件が誤報であつたことは幸いであつた、これはそのとおりであります。また誤報以上にそういう事態が起り得るとは考えられませんが、かりにそれでは誤報でなくて正報であつたらどうかといふお尋ねですけれども、これは米國本土に対して核攻撃がかつたことであつて、これは日米安保体制とは私がかかりないと思ひます。というのは、日米安保体制は、日本及び日本を含む極東の安全に寄与するといふ目的がはつきりしております。そして、たとえば第五條においては日本本土が危険に瀕したとか、第六條はこういふことになつておりましたから、それと米本土が核攻撃を受けたといふことは別の体

系に属する事柄である、こういうわけだと思ひます。

それから、在日米軍は核は持つておらないのでございまして、核攻撃が米本土にかけられたなどというときに、核を持たざる軍隊などというものは、これは常識論になるかも知れませんが、もう役に立たないものである。はるかかなたのところに、日本及び日本を含む極東の安全のために、そして危険を未然に防止するために駐留している米軍とかかわり合いにおいて、米本土が核攻撃を受けたときにいかにあるべきかという問題は、全く別の問題で関係がないものだ、私はこう考えております。

○伊藤(憲)委員 在日米軍という日本にいる軍ということかも知れませんが、第五空軍というものは日本に基地があつて、そして韓国や沖縄に基地があるわけですね。さらに第七艦隊の主力基地というのは横須賀か佐世保ということになっておりますね。これは軍事的に見ますと、攻撃というのは、必ずしも飛んできた兵器、飛行機、軍艦に向けてのみ攻撃することが一つの方法ではないわけですね。一番あつた戦争で一つの攻撃目標になるのは補給基地です。第七艦隊というのは世界で最強の艦隊である。しかしその主力基地、また極東における中核の基地というのは日本にある、核は持たないとしても、第七艦隊を麻痺させるために、いま言った横須賀、佐世保の補給基地をたたくば、船はあつてもどうにもならなくなる。さらに第五空軍という一つの情報の中核の目が府中にある。それをたたくば命令が出なくなる。それくらいのことでは戦略上考えられているわけですね。それは安保条約によって日本にそういつた施設があるわけでありまして、したがつて、安保条約と関係がないというのではない、私はこう思ひわけでありまして。ですから、私が一番心配いたしますのは、もし戦術核兵器が使われるような事態が発生した場合、その報復処置として、あるいはまた考えられないことではあります、中国あたりが参戦した場合には、やはり第七艦隊をたたくことと

するならば、その補給基地をねらうことは当然だと思ひます。そうなりますと、戦時国際法という法律があつて追跡権というのが認められていゝ。日本は全然関係ないといつても、第七艦隊に安保条約で契約し、地位協定によつて貸与している。攻撃されても文句が言えない。国際法的にはこういう一つの理論的な問題もあるわけでありまして。したがつて私は、そういうことに對して、やはり何らかの処置、または前向きでアメリカに對しても、国際法違反だという日本の裁判で判決が出ている問題でありますから、申し入れるべきじゃないか、そう思ひます。その点についてどうでしょう。

○愛知国務大臣 この問題のお尋ねのあつたときに、一番最初に私念を押しておいたのでありますけれども、アメリカが、たとえば國連憲章五十一條その他の条文も何ももう問題にせずに、そして核兵器をインドネシア半島へ使つたというふうなことになるれば、これは観念的な問題ではございませうけれども、全然これは日本とかかわりのないことだと思ひます。というのは、日米安保条約というのは、さつきから何度でも申し上げておりますように、目的、性格が違ふものであつて、そして米軍がそのために日本に駐留する、その用に供するために施設、区域を提供しておりますが、それには日本として貸した条件があるわけですね。ところで一方、インドシナというところでもつて、いわばむちやくちやくに核兵器を使つて、むちやくちやくな戦争をするというふうな場合には、こういう日米安保体制とは全然別な問題である。まずそのところが大切なところではないかと思ひます。したがつて、實質的に私は核兵器を使うなどという、ニコソン大統領のばからしいことはやらないだらうと思ひます。

立場をずつとつてきたところのアメリカとしては、そういうことはやり得るはずがないのではなからうか、こういうふうに考えますから、私は、基本的にさうなことはあり得ない、こう思ひます。そして、それから先、どうだらう、ああだらうということになりましたれば、これはいたすらにアカデミックなパネルディスカッションみたいになつてしまひまして、率直に申しまして、実際の国民の安全性ということからいひますれば、ちよつとほど遠いことになつてくるのではないかと、かように存する次第でございまして。

○伊藤(憲)委員 私も、いろいろ防衛論議を通してその議論を詰めていきますと、そこら辺がいつも心配で、もう少し政府が前向きで、あり得ないんだ、またはやつてはならないんだ、こうすべきだといふ一つの方向を示唆する責任があるという観念から申しておりますし、もちろんそういう不測の事態があつてはならないといふことは當然でありますけれども、しかし最近のカンボジア情勢、インドシナ戦争を見ますと、情報というものを私は持たないから不安なかわかりませんが、いろいろ危惧される点があるわけですね。たとえばインドシナ戦場で爆撃を行つておりますけれども、これはある人の推定でよくわかりませんが、その推定では、インドシナにおいてはもう六百万トン以上の爆弾が投下されていゝだらう、こういうわけていゝわけですね。しかもあの狭い地域でこれだけの爆弾が投下されるといふことは、非常に想像に絶するわけですね。ちよつとベトナムといふのは南北合せても日本とはほぼ同じような広さがありますね。三十六万平方キロメートルくらい面積があるわけですね。それが南北に分かれておりますけれども、それが拡大されて、インドシナ全般にそういつたことが行なわれるとすれば、たいへんな爆撃の量だといふことがいゝわけですね。たとえば第二次大戦でベルリンに投下された爆弾は七万七千トンといふふうにいわれておりますから、それに比べれば百倍近い爆弾が落ちておる、こういうふうにいゝ

わけでありまして。しかしこの爆弾で問題になることは、無差別爆撃といふことですね。いわゆる米軍が常にやるじゅうたん爆撃です。これはヘーグの陸戦法規という戦争の法律がありますね。これによりまして、砲撃とか爆撃といふのは軍事目標主義が確立されておつて、それ以外は攻撃してはいけない、こういうことが出てゐるわけなんです。要するに無差別攻撃、爆撃はやつてはならないといふわけですね。ところが、実際にはじゅうたん爆撃とか無差別爆撃といふのが行なわれてゐるように私は思ひわけでありまして。このこと自体も国際法違反になるというふうに思ひわけでありましてけれども、こゝにいつたようなヘーグの陸戦法規にもないような無差別爆撃といふものは停止すべきじゃないか、こゝに私は思ひますが、その点について大臣の見解を伺ひたいと思ひます。

○愛知国務大臣 一々の陸戦法規その他にどういふふうにかかわりを持つたかといふことについては、条約局長からでも御答弁願ひたいと思ひますが、それだからこそ政府としては、せつかくこゝにいつたにあるのだから、ジュネーブ協定の線に戻つて、即時外国軍隊が撤退しない、国際監視団がリアクティブでつか、活動を再開して、その中へ割つて入りなさい、さうでなかつたら、もういつまでたつたつて、これは広がるばかりのけんのかさがありますといふのが政府の態度でございまして、アカデミックな議論として、過去においておまえさんは何を悪いことをした、これは何々に該当する、一方こちらは、おまえもそれは言ひものの相手が悪かつたからといつて、こちらがやつた行動を正当化するわけにいかぬ。理屈をいろいろ言つてゐるよりも、現実事態を引き分けなければ私はいけなないのじゃないかと思ひます。そこで政府の立場としては、いろいろに御批評を受けてもおりますけれども、私どものかまへとして、は、もう非難とかあるいは対決を激化してはいけなない、とにかくあなた方みんなが六二年にはまゝとまつたじゃないか、そしてラオスについてだけ言へば、ラオス政権は中立政権で、日本とも非常

な友好関係にある、ソ連とも友好関係にあるが北越とか北朝鮮とかとも国交を結んでいないではないか、これの中立を守るということについては、われわれの間に、もうコンセンサスがあるはずではないか、そこを焦点にしていまやっておるわけでございます。

なお、アメリカに限らず、どこの国にしろヘーグ陸戦法規の違反をやつたり、あるいはそのほかの法規に違反することは、もうほんとうにこれは遺憾でありまして、国際的に糾弾されなければならぬ、政府としてはそういう立場にある。必要に応じてはそういう立場に立つた姿勢、措置というものをやるべきである、こう考えております。

○伊藤(憲)委員 前向きな答弁を伺ったのです、確かに日本の使命は、アメリカと協力して戦争をあと押しするのではなくて、やはり間に入って平和的な解決を何とか見出して、その主役的な役割りを果たすことが一番大事なことである、私はそう思います。いまもそういう答弁を聞いたわけでありまして、さらに無差別爆撃についても前向きで、これも国際法違反のようなことはやめてはいけないというふうに申し入れる考えがあるかどうか、具体的にその点も伺っておきたいと思ひます。

○愛知国務大臣 いまの無差別爆撃ということ、いろいろな情報を政府としても得ておりますけれども、いわゆる国際法規あるいは慣例、その他にいうところの無差別爆撃が行なわれているのかどうかというところは確認しておりませんもの、すなわち、この伝えられる事柄について措置をとるというところはまだ申し上げられませんが、先ほど申し上げましたように、そういう国際的な取りきめに違反するような措置が不当であることは当然である、そういうことが明白なる場合には、明白な態度を表明すべきである、こういうふうに政府は考えております。

○伊藤(憲)委員 あまり時間がありませんから、聞きたいことはたくさんありますけれども、しぼっていきます。

まず一つだけ伺いたいのですが、沖縄返還協定の作成にあつては、前回の委員会において同僚委員の質問によりまして、大臣から非常に前向きな答弁がありました。その中で少し気になることを耳にしましたので、伺っておきますけれども、米軍から協定の前文に、極東の平和と安全をそこなわれないようにということを盛り込みたいという要求があるとかないとか、こういうことを聞いたわけでありまして、その点は事実かどうか、伺いたいと思ひます。

○愛知国務大臣 実はいまお尋ねのようなことは、われわれの折衝の上に出ておりません。

○伊藤(憲)委員 この極東の平和と安全をそこなわれないようにというところは、もし前文に入れたとすれば要求した場合、日本政府はどういうふうに扱いますか。

○愛知国務大臣 実はこの案文は、まだほんとうに私のポケットに入っていないもの、すなわち、たいていへん恐縮なお答えになるのですけれども、したがって条文のワーディングについて、こうだとかああだとかいうことはちょっと申し上げにくいのです。しかし卒然として極東の安全とかなんとかいうことになる、これはもうこの国会でも十年來毎日御議論をいたしておりますように、この安保条約の条文というものはもうここに書いてあるところのところが性格であり目標でございます。日本の安全とそれから極東の安全に寄与するということ、これが眼目でありまして、表現を変えればまた別の目的になってしまうおそれもございます。そういうところも日本における国会のいろいろの、過去十年以上における御議論や世論の動向を踏まえてからならなければならぬのが私どもの使命でございますから、かりにも何か変わったというふうな御懸念を与えるようなことは私はするつもりはございません。つまり安保条約に關して言いますならば、本土と何らの変更なく適用されるのだということが眼目であつて、そしてそのほかいまお述べになりましたようなことがついたりしますと、よけいなものになるおそれがあるのじや

ないでしようか。そういう気持ちでおります。

○伊藤(憲)委員 そういふものがもし前文に書かれるようなことがあつた場合には、そういうことはさせないという大臣の答弁でございますね。それを確認しておきます。

それから沖縄の毒ガス移送の問題なんです、その後どうなつたか、経過をまず伺いたいと思ひます。

○愛知国務大臣 これもしばしば申し上げておりますように、ちよつとことが多くなつて恐縮なんですけれども、私はかねがねこの問題について三つの要件があると考へております。何しろ引き取る場所がなければ困るわけですから、これが一つでございます。それから沖縄島からその引き取る場所へ持つていくことが一つでございます。この二つにつきましては、ずいぶん骨が折れましたけれども、ジョンストン島というところに決定をされて、しかも昨年十二月四日の最初の国防総省の態度がさらに緩和されて、という、前進して、ただいまのところは夏にはジョンストン島は完成するやうでございます。したがって、一つの一番大きな条件は、まず整つたと申してもいい。

それから船舶の關係でございますが、これも政府の受けておる心証としては、真夏にはジョンストン島が完成し、一刻もすみやかに運んで収納するということは、アメリカ政府は確言して天下に表明している態度ですから、それに即応するやうに、一回の移送何千トンというふうな程度にすればすみやかに行なえる、こういう心証を得るに至りました。

そこで、第三の要件で沖縄の方々にも御協力と御理解をお願いしなければならぬことは、この一万三千トンを何とか安全にすみやかに運び出す場所まで持つていくことにしたいものであるということに、本土政府としてもほんとうに心からの熱願を持つておられるわけでございます。しかしながら政府といたしましては、ただいま六本、七本といわれておりますやうな島内の輸送経路につきま

して、本土政府がこの道がよいでしようと思ひ上げるのは僥倖な話である、またそこまでの責任もとれないのじやないか。これは率直なお話でございます。上原さんもお聞きいただいておりますけれども、これは率直な気持ちでございます。

どうかひとつ、三つの要件のうち二つができれば、またひとつ、ひとつ沖縄の方々で道をお運びいただき、そしてその建設等につきましては、及ばずながら私もさきにねじりは巻きて努力いたします。お手伝いいたします。そして先年來沖縄の方々には、ほんとうにことばには言いあらわせないような苦悩のある御経験を積ませましたこの問題を解決したい、こういうふうに誠意を尽くして考へておるところでございます。

○伊藤(憲)委員 いま大臣がおっしゃいました問題は移送の問題が出てくると思ひます。それで、いままでの報道によりますと、この夏までに沖縄から移送するには、いままでの第一次撤去と同一ルートであるならば夏までにできる、こういうふうにいわれたやうであります、その点はどうなのか。もし新しいルートによる撤去であるならばそれはできない、七月は無理だ、無期限に近くかかるというやうなことも聞いておるわけでありまして、それはどうでしようか。

○愛知国務大臣 これは私は、いま申し上げましたところ、できるだけと思ひます、持っていく場所と、それから沖縄島から運ぶ船の便等については、いま申し上げましたとおりの確証並びに心証を得ておりますから、道の問題が解決すれば、その解決した時点においてこれは解決する、こういうふうなことに相なると思ひます。

○伊藤(憲)委員 そうしますと、なぜ新しいルートによる撤去は消極的かという理由の一つとして、昨年アメリカの上院でグラベル法というものが可決されました。そして毒ガス移送に關する支出が禁止されたわけですね。これがやはり大きな理由じゃないかというのを考へるわけですが、その点はどういふふうに考へておられるか、またこの毒ガスを搬出する上において大事なことは、や

はりあつてはならない兵器を置いたのはアメリカでありますから、このことについてはアメリカが何らかの方法でお金を出して搬出に当たるのが当然だと私は思ふわけです。その点についていかがでしょうか。

○愛知國務大臣　その点全くおつしやることごもつともです。あつてはならないものを置いてあつた、それを取り除くのは当然だ。そこで、そういう立場に立つて政府といたしましても、先ほど申しましたように、これは経過をよく御承知のとおりでございます。現在でもおくれてほんとうに申しわけなかったと思うのですが、累次折衝の結果、先ほど申し上げましたようなことになりますから、ひとつ運び出すことについて皆さんで御協力をいただいて、安全性を確認してすみやかに撤去をすればほんとうに晴れ晴れできるのではないか。これに対して本土政府といたしましてもできるだけの御協力をいたしたい。ただあれだけのむずかしい問題でございますから、押しつけがましくどんな道をこりやつてやりなさいというようなことは、現在の政府といたしましては、そこまでは申し上げられません。どうかひとつ一つにおまとめいただいたならば、その線に対して何ともお手伝いをいたしたいと思つております。これが今日の政府の態度でございます。

○伊藤(怒委員) その点は十分住民の安全をはかり、そして、たとえば新ルートをつくって、そこから移送すべきであるという結論に達した場合には、その住民の意向を十分くんだ上で万全の対策を講じていただきたい、そのことを要望します。

次にこれは十九日の報道なんですが、ミンク米下院議員ですが、沖縄から毒ガス兵器をジョンストン島に移送することを禁止する法案を提出した、こういう報道を見たわけであります。そして同議員は、神経ガスは移送せずに沖縄で直ちに無毒化し破壊すべきだ、こう言っているようであります。その点については政府はどう考え、また私が言ったことが事実かどうか、その点も確認認しておきたいと思ひます。

○愛知国務大臣　ハワイ選出の議員の方からたが
いまお述べになったような案が出ましたことは、
新聞の報道のとおりでございます。しかし私は、
遺憾ながら専門的な知識はございませんから、現
場でもって無毒化することができののかできない
のか、できるとすればどれだけの安全な装置を
やって、その経費がどれだけかかるのか、どれだ
けの月日がかかるのか、いさゝ承知いたしており
ません。同時に、日本政府とアメリカ政府との話
し合ひは、先ほど申しましたように進んで一つの
結論が出つあるわけでございますから、私にも
う迷わずにこの線を貫徹したいと思うのであら
りまして、いまさらこういふ案が出てきたからと
いつて、これは私は率直に言つて、沖縄県民、日
本国民の望むような、即時で安全な撤去という趣
旨から言いますと不適切だと思ひますので、既定
の線でアメリカとの間の線は実行することに全力
を注ぐべきではないかと思ひます。

○伊藤憲委員 通るか通らないか、それは経過を見なければわからないことでありますが、まずそういうことについて考えられることは、無毒化するということが住民の安全ということを考えたとす上で可能かどうかということですね。こういう毒ガスについて専門家の人がおられますか。いたらば、聞きたいと思っておるのです。そして、もし無毒化、完全に無害にすることが可能であるならば、住民に何ら影響を与えずにそういうことができるならば、ならば、また移送という問題についても、これは何らかの政策が変わるんじゃないかと思うのですがね。できるかできないか、その可能性はどうでしょう。

○**橋正**説明員 ただいまお尋ねの完全な無毒化というところにつきましては、私技術的な専門家でございませんで、はつきりしたことは申し上げられませんが、一応可能であろうといわれております。ただ無毒化をするには、施設とか技術とかいろいろの措置を尽くさねばできないとも聞いております。

○伊藤(惣)委員 この毒ガスについてはいろいろ種類がありまして、V、G などのいうのは、V と

いうのは神経ガス、これなどは全然無味無臭である。しかも一滴が皮膚にかかりますと全部直ちに死んでしまうというような強烈なガスであるというようなことを聞いておるわけです。したがって、完全な無毒化学作業は困難ではないかと私は思うのです。もしそれを押し通してやるようなことになった場合には、これはたいへんなアジア人べつ視思想じゃないかと思うのです。ですから、私は、もしそういうような傾向、そんな動きがあったときには、前向きでそういうことのないように善処していただきたい、このことを要望申し上げます、また大臣から答弁を伺って、質問を終わりたいと思います。

○愛知國務大臣　私は、もう先ほど申し上げてお
りますように、これは軽々に言うべき問題ではな
いと思うのです。毒ガスの無毒化が完全にできる
かどうかというようなことは、とにかく実におそ
るべきものでございますから、ほんとうに専門家
の十全の權威ある検討の結果でございませんと、
貯蔵庫所在のままで無毒化がはたしてできるかど
うかというようなことを、軽々に私は申し上げら
れない、そういう筋の問題だと思っています。した
がつて、常識的に言えば、いままでもさんざん政
府の態度に御不満ではございましたしやうが、
ここまでできましたから、ひとつ道についての御決
定をいただいて、そうして早急に移送ができるよ
うにしていたくことが、現時点においてはこの
問題のケリをつける最善の道ではないだらうか、
こう思つて、これからも努力を続けたいと思つて
おります。

○伊藤(惣)委員 終わります。

○天野委員長 次回は、明二十六日午前十時三十分理事會、十一時委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後一時五十一分散会